



思いを新たに

創業者・浅野総一郎は

“人間の目的は「死んだ後まで社会を益すること」を志すにある”
という言葉を残しました。

私たちは創業の志を忘れることなく、
未来に向かって歩んでまいります。



波となぎさ

Wave & Beach



表紙写真／「宮野浦海岸クリーンアップ作戦」
酒田市立宮野浦小学校
(平成29年 海をきれいにするための一般協
力者の奉仕活動表彰受賞者)
詳細は、本文16ページ

C O N T E N T S

特集1 国土交通省港湾局 海岸事業の平成30年度概算要求について

02 国土交通省港湾局 海岸事業の平成30年度概算要求について

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 津波対策企画調整官 佐溝 圭太郎

特集2 港湾法の一部を改正する法律について

04 港湾法の一部を改正する法律について

国土交通省港湾局海岸・防災課

特集3 津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業について

06 津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業について

中部地方整備局 四日市港湾事務所 津松阪港事務所 国土交通技官 村井 俊哉

TOPICS

10 海岸保全施設における長寿命化計画について

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 港湾物流維持係長 木下 拓真

12 港湾における高潮被害の軽減に向けて

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 主査 井出 正志

14 「大規模災害時の災害査定効率化(簡素化)及び事前ルール化」について

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 災害査定官 篠原 守昌

16 海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰

全国海岸リレー紹介

21 北海道／東北／関東／北陸／中部／近畿／中国／四国／九州／沖縄

データで見る海岸・防災

26 東日本大震災で被災した港湾・海岸の復旧状況

28 各地域における東日本大震災以降の想定津波の検討状況

30 「港湾の事業継続計画」における全国の検討状況一覧

連載コラム

32 私と海岸 親子投げ釣り教室

愛知県釣りインストラクター連絡機構 顧問 大田 豊明

国土交通省港湾局 海岸事業の平成30年度概算要求について

国土交通省 港湾局 海岸・防災課
津波対策企画調整官 佐溝 圭太郎



概算要求の基本方針

港湾局の海岸関係の平成30年度予算概算要求にあたっては、「経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)(以下、「骨太の方針」という。)」及び「ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(以下、「一億総活躍プラン」という。)」等を踏まえ、『被災地の復旧・復興』、『国民の安全・安心の確保』の強力な推進を基本方針としています。

『被災地の復旧・復興』

東日本大震災や熊本地震等からの復旧・復興に資する海岸保全施設の整備を推進します。

『国民の安全・安心の確保』

切迫する巨大地震や激甚化する気象災害から国民の生命と財産を守るため、海岸においてハード・ソフトを総動員した防災・減災対策を進めるとともに、海岸保全施設の老朽化に対応する戦略的な維持管理を推進し、国土の強靱化を図ります。

概算要求の内容

平成30年度海岸事業の概算要求(港湾局所管分)は一般会計予算114億円(対前年度比1.17)を要求しています。その内訳は、「通常枠」として88億円、「新しい日本のための優先課題推進枠(以下、「推進枠」という。)」として26億円となっております。「推進枠」については、「骨太の方針」及び「一億総活躍プラン」等を踏まえ、切迫性の高い南海トラフ地震・津波対策のための海岸保全施設の整備を推進するため、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」における事業を要求しています。

上記のほか、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金および復興庁計上の社会資本整備総合交付金も要求しています。

主要施策

以上の予算により、切迫性の高い南海トラフ地震・津波や頻発する台風等に備え、引き続き津波・高潮等による被害からの背後地の防護、及び冬期風浪等による越波・浸水被害の軽減を目的とした侵食対策のため、海岸保全施設の整備を推進します。

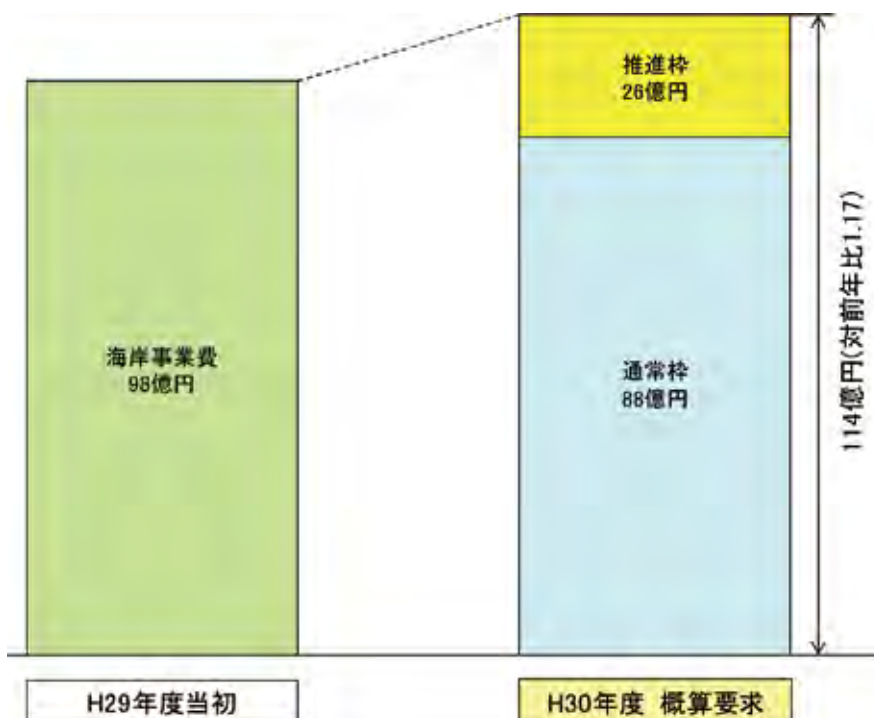


図-1 平成30年度概算要求の規模



図-2 港湾局所管海岸事業における新しい日本のための優先課題推進枠



図-3 既存護岸の越波状況：大分港海岸

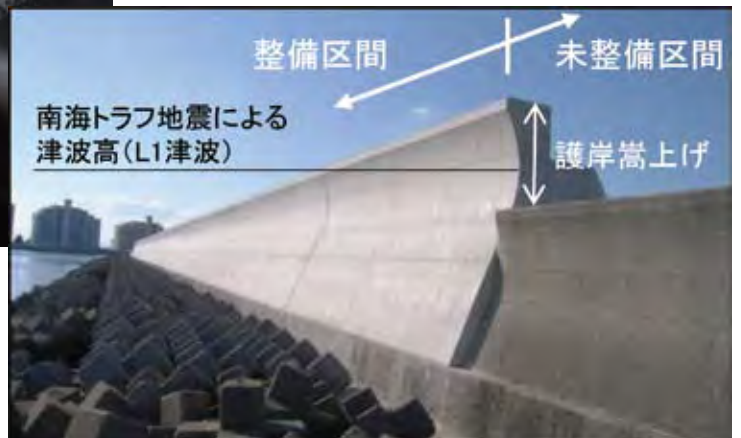


図-4 護岸嵩上げによる防護効果：和歌山下津港海岸

港湾法の一部を改正する法律について

国土交通省港湾局海岸・防災課

1. はじめに

「港湾法の一部を改正する法律（平成29年法律第55号）」は、「クルーズ船の受入拠点の形成の推進」及び「非常災害時における国土交通大臣による円滑な港湾施設の管理」の2本の政策を柱とした法改正であり、平成29年6月2日に国会で成立し、6月9日公布、7月8日施行されました。本稿では、このうち、「非常災害時における国土交通大臣による円滑な港湾施設の管理」について、その背景と改正内容についてご説明します。

なお、本改正は平成28年熊本地震における課題を踏まえたものとなっていますが、当該地震に係る港湾の被害と対応については、「波となぎさ」No.199に詳しく掲載しておりますので、ご参照下さい。

2. 今回の港湾法改正の背景

(1) 熊本地震を踏まえた課題

昨年の熊本地震では、最大震度7の地震動により4万棟以上の家屋が全半壊するなど、内陸部においては大きな被害がありました。港湾についても、熊本港、八代港、三角港、別府港等において港湾施設・海岸保全施設に被害が発生しましたが、他のインフラと比較して被害が軽微だったこと、迅速に応急措置を講じたこと

等により、地震後速やかに全ての港湾施設の利用が可能となり、被災地支援の拠点として機能しました。

具体的には、自衛隊の輸送船や海上保安庁の巡視船、国土交通省の船舶により、緊急物資や救援部隊の輸送が行われました。加えて、海上保安庁の巡視船や国土交通省の船舶により、被災された方々への給水支援や入浴支援、食事・洗濯場所の提供、さらには、防衛省のホテルシップにより、宿泊場所の提供が行われました。

一方、発災直後から、これら多くの支援船舶が八代港等に集中し、一般の貨物船の利用も行われていたため、これらの港湾が過度に混雑し、支援船舶がすぐに被災地の港湾に入港することができないおそれがありました。このため、国土交通省港湾局の職員を防衛本省に派遣し、被災地支援のための船舶の諸元や入港予定日時などの情報を得るととも

に、港湾管理者である熊本県に派遣したりエゼンを通じて一般貨物船の利用予定等を把握し、各船舶の岸壁利用時間や係留場所の調整などを行いました。その結果、支援船舶を円滑に受け入れるとともに、一般貨物船の利用も確保することができ、緊急物資や救援部隊の輸送などを通じた被災地支援を円滑に行うことができました。

(2) 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援検討ワーキング・グループ

その後、中央防災会議防災対策実行会議に設置された「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援検討ワーキング・グループ」において、昨年11月に熊本県知事から、「大規模災害時に、港湾管理者の要請により、国が港湾の利用調整等の管理業務を実施できる仕組みの構築」について、提案がありました。この提案も踏ま



図－1 平成28年熊本地震における岸壁の利用状況(八代港)

え、とりまとめられた同ワーキング・グループの報告書においては、「今後発生し得る大規模災害時において海上からの輸送等の支援を円滑に進めるためには、港湾管理者の要請に基づき、港湾の利用調整等の管理業務を実施できる法的位置づけを国に付与するべきである。」とされました。

これらを踏まえ、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震に備える観点から、非常災害時において、港湾管理者からの要請に基づき、国が港湾施設の管理を行うことを可能とする新たな制度を創設する必要があります。

3. 港湾法改正の内容

(1) 港湾法改正の具体的な内容

このような背景を踏まえ、今般、港湾法が改正され、港湾法第55条の3の3に、非常災害時における国土交通大臣による円滑な港湾施設の管理制度が創設されました。

具体的には、「国土交通大臣は、非常災害が発生した場合において、当該非常災害の発生によりその機能に

支障が生じ、又は生ずるおそれがある港湾の港湾管理者から要請があり、かつ、物資の輸送の状況、当該港湾管理者における業務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該港湾管理者の管理する港湾施設の管理の全部又は一部を、期間を定めて、自ら行うことができる」と規定されました。

これは、熊本地震の教訓や熊本県知事からの提案を踏まえ、今般、非常災害時において、港湾管理者からの要請に基づき、国が直接港湾施設の管理を行う新しい制度を創設したものです。また、国土交通大臣は、港湾管理者からの要請に基づき、管理の内容や期間を変更することができることとされています。

(2) 想定される実施内容

非常災害時の港湾施設の管理業務として、国は、防衛省や海上保安庁等の支援船舶を対象とした港湾施設の利用調整や、その前提となる港湾施設の点検・利用可否判断・応急修繕などを実施することを想定して

います。

今般の法改正により、非常災害時に国が港湾施設に関する法律上の管理権限を行使し、岸壁の使用許可等を行うことができることとなります。また、非常災害時の港湾施設の管理は、平時と異なり、防衛省や海上保安庁等の政府機関との緊密な港湾施設の利用調整が中心となるため、国が管理業務を行うことで、迅速かつ円滑な対応が可能となると考えています。

4. おわりに

港湾施設の利用調整を円滑に実施するためには、平時から港湾管理者等の関係者と連携し、緊密な情報共有を図るとともに、訓練を実施するなど、しっかりとした準備を行うことが重要となります。このため、本改正を踏まえ、非常災害時には、被災地支援の拠点としての港湾の役割を最大限果たせるよう平時から準備を行い、制度の円滑な運用に努めて参ります。また、港湾施設の点検・利用可否判断について、技術力の維持・向上に努めて参ります。



図-2 岸壁の点検状況



図-3 臨港道路の応急復旧工事

津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業について

中部地方整備局 四日市港湾事務所 津松阪港事務所
国土交通技官 村井 俊哉



1. はじめに

津松阪港海岸は、昭和28年に来襲した台風13号(写真-1)と、未曾有の災害をもたらした昭和34年の伊勢湾台風により壊滅的な被害を受け、昭和28年から38年にかけて災害復旧事業として現在の海岸堤防が整備された。その後、約半世紀が経過し、老朽化や沈下が見られ、さらには液状化することが確認されたことから、高潮対策事業として抜本的かつ緊急的な改良が必要となった。



写真-1 昭和28年台風13号により水没した津地区

このため、国の直轄事業として、平成23年度から津地区の栗真町屋工区、阿漕浦・御殿場工区が事業化され約5.5kmの整備を実施している(図-1)。

2. 整備目的

◆液状化への対応

津市において、今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率は63%となっている(平成29年4月27日地震調査研究推進本部委員会)。また、南海トラフ巨大地震モデル検討会(平成24年8月29日 内閣府)では、津市の最大震度は7が示された。

上記に加え、整備箇所の地盤には、軟弱な地層が存在するため、液状化への対応が必要となる。

◆老朽化の進行

平成21年度に実施した健全度評価において、ひび割れの発生やコン

クリート強度不足の箇所が複数確認された。また、堤体内部の空洞化も点在しており、海岸堤防の沈下や吸い出し等の進行により堤体の倒壊が危惧される(写真-2)(写真-3)。

◆海岸堤防の高さ不足

津松阪港海岸の海岸堤防は、伊勢湾台風クラスの高潮に対応するためにはT.P.+6.0mの高さが必要になるが、一部区間では沈下により高さが不足しており、早期にかさ上げを行う必要がある。

3. 事業の進め方について

海岸堤防の改良は、背後の街づくりと一体となった良質で多面的な機能を有するとともに、地域住民に親しまれ、海辺とふれあえる美しい景観



写真-2 海岸堤防に発生したひび割れ



図-1 津松阪港海岸の事業箇所と背後の状況



写真-3 老朽化した堤防

をもった安全で潤いのある海岸空間の創出を図ることを目指して事業を進めている(図-2)。

そのため、事業を進めるにあたっては、地元関係機関や学識経験者からなる委員会や住民参加によるワークショップを開催し、整備方策を策定したうえで、整備を実施している。手順としては、まず委員会を開催し、ワークショップで議論が必要となる検討項目や内容の整理を行った。

その次にワークショップを開催し、まずは住民の地元海岸に対するそれぞれの想いを語っていただき、そのうえで、委員会で整理された検討項目等に基づき、海岸保全施設の基本断面や必要となる付帯施設(階段やスロープなど)について議論をしていただいた(写真-4)。議論の結果は、「ワークショップの提言」としてまとめるとともに、今後の海岸保全における地域の役割を整理し、行政(国、県、市)と地域住民とで共有し

ていくこととした。

4. 各工区整備状況

〈阿漕浦・御殿場工区〉

阿漕浦・御殿場工区は、海浜を利用した多くのイベント(花火大会、ビーチバレー大会、潮干狩り、海水浴など)が開催されている。そのため、平成24年度に委員会ならびにワークショップをそれぞれ3回開催し、景観や今後の利活用について議論を行った。その後、設計・調査を行い、平成26年度から海岸堤防の高さ不足が顕著な3工区から現地工事に着手した(図-3)。

本工区の完了は、平成35年度を目標としている。

◆ 三重とこわか国体に向けて

1工区に立地する津ヨットハーバーは、平成33年に開催される第76回国民体育大会(三重とこわか国体)のセーリング競技会場として決定しており、地元の三重県および津市から

は、競技会場の背後となる1-1工区の整備を国体開催までに完了するよう要請を受けている。そのため、より良い環境で競技に臨んでいただけるよう、重点的に整備を推進しているところである(写真-5)。

◆ 浜辺の賑わいを守るための工夫

3-1工区には、御殿場海水浴場があり、毎年GWから夏の終わりまで、潮干狩りや海水浴のために多くの人が訪れる観光スポットとなっている(写真-6)。

しかし、海水浴シーズンの浜辺には、浜茶屋(海の家)が海岸堤防に近接して営業しており、工事により影響が生じてしまう(写真-7)。

そこで、海岸利用者への影響を最小限に抑えるため、浜茶屋区間を3分割かつ3ヶ年かけて順次施工することとした(図-3①②③参照)。これにより例年どおり夏は海岸が賑わっている。

現在は3区間のうち2区間目を整備中である。

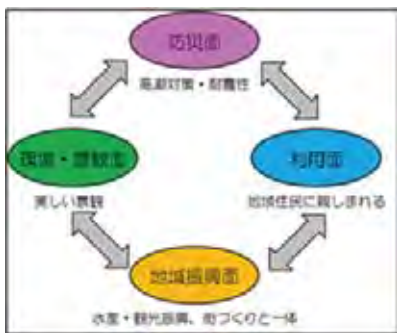


図-2 事業の進め方イメージ



写真-4 ワークショップの様子



写真-5 H29年度1-1工区整備状況(仮設矢板打設中)(H29.7上旬)



図-3 阿漕浦・御殿場工区整備状況

〈栗真町屋工区〉

栗真町屋工区は、平成24年度から現地着手しており、堤防の高さ不足が顕著な1工区から順次施工を進めている(図-4)。なお、土質調査の結果に基づき、地盤が弱く液状化対策が必要なところは、地盤改良(SCP工法)を行っているが、背後民地境界と堤体が近接する箇所については、地盤の変位を抑えられる地盤改良(深層混合処理工法)を採用した(図-5)。



写真-6 夏場の海水浴場



写真-7 海岸堤防に近接する浜茶屋

◆湧水排水と利用者の水源確保

1工区の既設堤防の基礎部撤去時には、大量の湧水が発生し、基礎コンクリートの打設が困難であったことから、ウェルポイントなどによる湧水対策を行う必要が生じた。しかし、隣接する栗真地区には、アサリ養殖や小女子(こうなご)の天日干しなどを行う水産加工業者が立地しており、それらの生産活動に利用されている井戸水の水量・水質の確保が求められた。そのため、日々の地下水

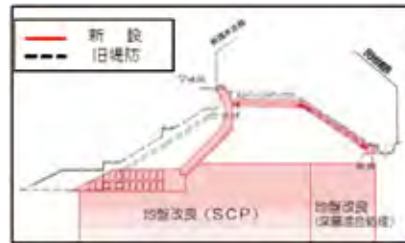


図-5 栗真町屋3-1工区基本断面



写真-8 基礎部のウェルポイントによる湧水の排水

位の低下や水質等を確認しつつ、高度な施工管理により整備を行う必要があった(写真-8)(写真-9)。

◆経済的な断面の検討

3-1工区については、海岸堤防前面の砂浜が少なく、波高が高くなることから越波量を低減させる設計を行う必要があった。このため、水理模型実験にて、波返し(なみだり)の曲率半径、角度、表法面の勾配を複数設定し、この実験結果により、海岸堤防の経済的な断面を決定した(写真-10)(写真-11)。

5. 松林の再生・復活プロジェクト

〈栗真町屋工区〉

栗真町屋工区においては、平成24年度に着手した海岸堤防改良工事



写真-9 井戸の水量、水質確認

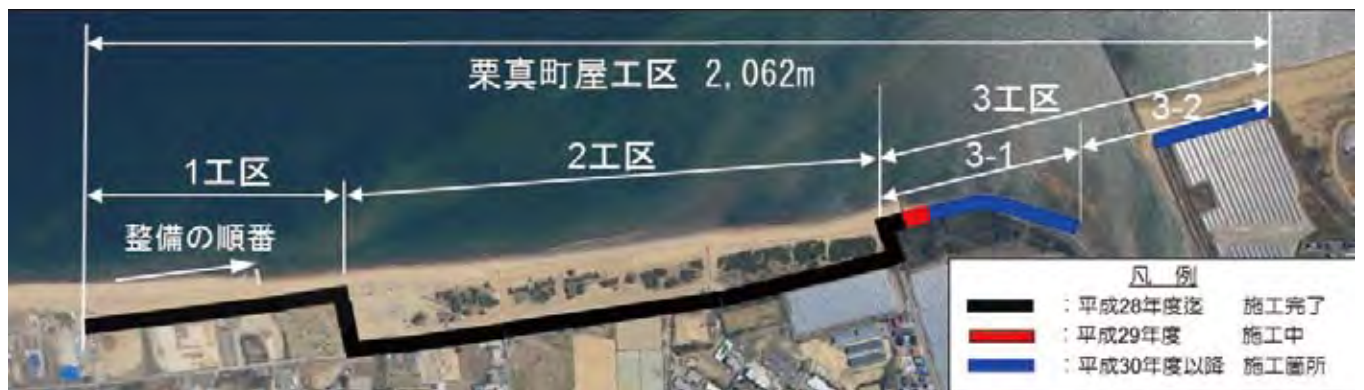


図-4 栗真町屋工区整備状況

に伴い、一部伐採が必要な松林を再生するため、地元小学校や関係者とともに、現地の松の種から苗を育て植樹する取り組みを進めている。

◆背景

栗真町屋工区の松林は、長い間地元の方々が大切に守り育ててきたものである。よって、有識者に諮り、移植等による保全を検討したが、大きく枝と根を張った松については移植が極めて難しく、移植できたとしても生育しない可能性が高いことが判明した。

そこで、三重県、津市、自治会、小学校と一体となって検討したところ、「小学生が、現地の松から種子を採取し、苗木を育て、植樹する」という、松林の再生と地域への愛着を醸成する一石二鳥の案が飛び出した。

◆活動状況

平成24年秋に、現地の松より採取した「まつぼっくり」から種を取り出

し、平成25年3月に牛乳パックに種まきを行った(写真-12)。

その後、約3年間の育苗期間を経て、平成28年2月に工事が完了した海岸堤防前面において「松の植樹会」を行った(写真-13)。

現在は、冬の寒さを乗り越えて、しっかりと根付いており、幹も太く、球果がついている松もある状態であり、今後の成長がとても楽しみである(写真-14)。

〈阿漕浦・御殿場工区〉

阿漕浦・御殿場工区においては、平成26年度からの実施にあたり、地元の方々との打合せを重ねる中で、昔のような白砂青松の海岸を復活させたいという熱いご意見をいただいた。そこで、栗真町屋工区での経験を活かし、県、市、自治会、小学校と一体となって検討を行ったところ、栗真町屋工区と同様の方法で、松林を復活させることとなった。

現在、地元小学校、関係者と協力し、現地の松の種から苗を育てているところであり、事業の進捗に併せて植樹ができるよう調整している。

6. おわりに

津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業は、海岸堤防のハード整備だけでなく、松の育苗などの環境整備や地元とのワークショップによる海岸利活用の合意形成など、ソフト面にも配慮して整備を行ってきた。

その過程において、海岸整備に対する地元住民の熱意が相当あり、かつ我々の事業・取組も非常に期待されていることがわかった。

今後とも、地域の安全・安心を守るとともに、海辺とふれあえる美しい景観・潤いのある空間を創出することで、地域住民の期待にこたえてまいりたい。



写真-10 水理模型実験の様子



写真-11 栗真町屋3-1工区 H28年度整備箇所状況 (H29.7月上旬)



写真-12 種まきの様子



写真-13 植樹会の様子



写真-14 現在の松 (H29.7下旬)

海岸保全施設における長寿命化計画について

国土交通省 港湾局 海岸・防災課
港湾物流維持係長 木下 拓真



1. インフラ分野における背景

中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故(平成24年12月)等を踏まえ、二度と同じような事故を起こさないよう、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、平成25年11月、国民生活や社会経済活動を支えるインフラを戦略的に維持管理するための計画として「インフラ長寿命化基本計画(基本計画)」が策定されました。

基本計画では、各インフラの管理者に加えて、管理者に対して指導・助言するなど当該インフラを所管する立場にある国や地方公共団体の各機関は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取

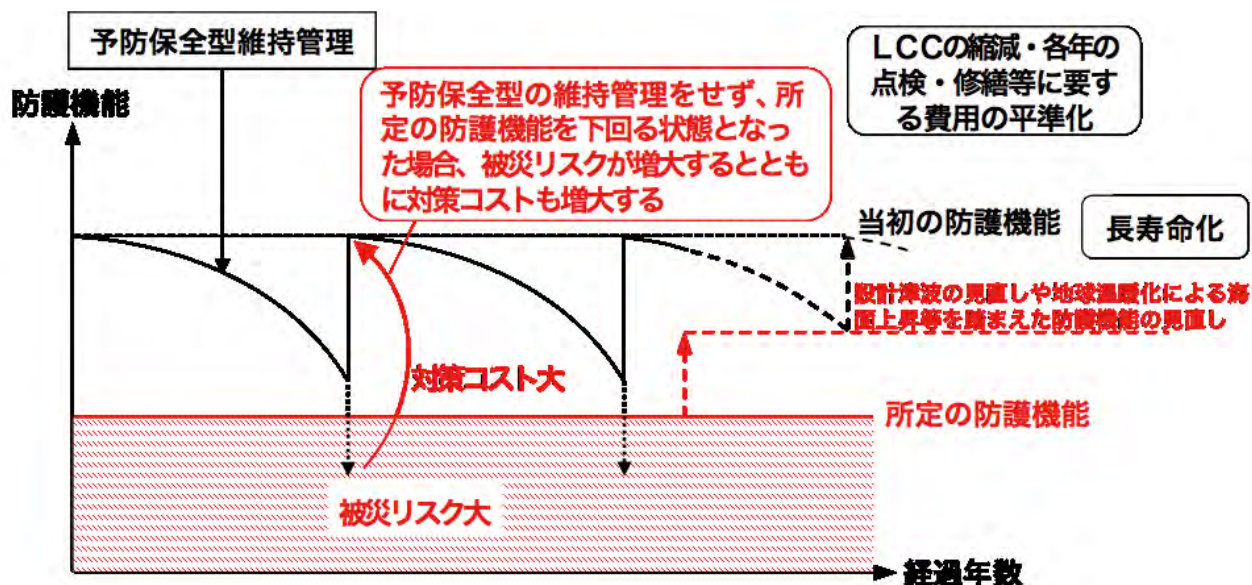
組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定することが定められています。さらに、行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」を策定することが定められています。

長寿命化計画では、「機能を失ってから直す」という事後保全型の維持管理から、「機能を失う前に直す」という予防保全型の維持管理に転換し、そのために必要な点検や修繕についてあらかじめ計画します。これにより、ライフサイクルコストの縮減、点検・修繕費用の平準化、所定の防護機能の確保等の効果が期待されます。

2. 海岸分野における長寿命化計画

海岸保全施設は津波・高潮等の自然災害から、人名を守り、財産を守り、国土を守るという重要な機能を持っており、その防護機能を維持することは、沿岸部の生活・経済にとって必要不可欠です。

一方、海岸保全施設は、高度経済成長期などに集中的に整備されてきたため、今後、急速な老朽化が見込まれています。完成後50年を経過した施設は、2010年時点では約4割でしたが、2030年には約7割に増加する見込みです。加えて、堤防や護岸を担当する人員等の削減が進んでおり、今後、維持管理に係る体制の確保が困



予防保全型の維持管理

難となる可能性があります。

そこで、ライフサイクルマネジメントの観点から予防保全型の維持管理を推進するため、平成26年3月に「海岸保全施設維持管理マニュアル」を改訂し、堤防・護岸等（堤防・護岸・胸壁）の点検や修繕、長寿命化計画の在り方について指針を示すとともに、防災・安全交付金の拡充により海岸管理者による長寿命化計画の策定を支援してきました。結果、長寿命化計画を策定した地区海岸の割合は、1%（平成26年度）から18%（平成28年度）に増加しました。今後、平成32年度までに100%の達成を目標に、引き続き、取組を推進します。

一方、水門・陸閘等（水門・陸閘・樋門・樋管）については、土木構造物と機械構造物の変状連鎖が生じる可能性があります。それを踏まえた点検や評価等が必要となります。現状、水門・陸

閘等は河川用のゲートマニュアル等を参照し長寿命化計画を策定可能ですが、海水など海岸特有の条件を考慮する必要があります。

3. 海岸保全施設における水門・陸閘等の維持管理マニュアル策定検討委員会

以上の課題の改善を図るため、海岸関係省庁では、平成28年度より、「海岸保全施設における水門・陸閘等の維持管理マニュアル策定検討委員会」（委員長：横田弘 北海道大学大学院教授）を設置し、水門・陸閘等の点検方法や長寿命化計画策定に係る検討を行い、平成29年度中のマニュアル策定を目指しています。

平成28年度に開催した2回の委員会における主な論点を以下に示します。

①全国で約27,000基ある水門・陸閘等の半数以上が小規模であることを考慮し、施設の重要度や規模に応じて点検内容・頻度等の効率化を図る必要がある。

②水門・陸閘等は土木構造物と機械・装置が互いに作用し合っ変状連鎖が生じるため、土木構造物と機械・装置の健全度を包括的に評価する必要がある。

4. おわりに

海岸関係省庁では、引き続き、海岸管理者や地域で水門・陸閘等の維持管理に携わられている方々のご意見を取り入れつつ、海岸保全施設における予防保全型の維持管理を促進するため、マニュアル策定に向けた取組を進めて参ります。



水門



陸閘



陸閘



樋門・樋管

港湾における高潮被害の軽減に向けて

国土交通省 港湾局 海岸・防災課
主査 井出 正志



1. はじめに

港湾局では、平成29年1月に「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策検討委員会」(委員長：岡安章夫 東京海洋大学学術研究院教授)を設置し、港湾における高潮対策を推進するため、ガイドラインの策定に向けた検討を行っています。本稿ではその背景および概要を説明します。

2. ガイドライン策定の背景

我が国の港湾においては、図一1の東京港の例に示すように、海岸保全施設より海側のいわゆる堤外地に物流機能が集中し、それと関連の深い様々な企業が立地しています。特に我が国の経済活動の中核である三大湾

においては、臨港地区の約8割以上が堤外地であることから、高潮被害により、我が国全体の産業活動が大きく停滞する可能性があります。

写真-1は、平成21年の台風第18号により、三河港において高潮による浸水でコンテナが散乱し、物流への影響が発生した例です。

また、居住者は少ないものの、立地する企業等に多くの就労者がおり、さらに、水際線を活用した多様な利用も進み、多くの訪問者や利用者が存在することから、人的被害を確実に防ぐ必要があります。

このため、堤外地の立地企業や人命を守り、港湾の堤外地等における高潮対策を推進することを目的に「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策検討委員会」を設置し、港湾

利用者・来訪者等の安全の確保とともに、港湾物流や企業活動の継続による我が国の経済の停滞の防止に向けた対策を検討しています。



写真-1 三河港におけるコンテナの散乱状況

3. 堤外地における高潮対策の基本的な考え方

① 検討の対象とする高潮の規模と検討ケース

堤外地は堤内地に比べ高潮による浸水被害のリスクが高いことに加え、台風等による高潮発生時には高波や暴風も伴うことから、それらの事象についても検討する必要があります。

また、堤外地は、規模の小さい高潮でも浸水する可能性があることから、最大規模の高潮のみならず、堤外地のみが被災する規模の高潮についても検討の対象としています。

② 高潮対策の防護目標

高潮の規模を考慮しつつ、「堤外地の人命を守る」ことに加えて、社会・経済活動への影響を最小化するため「堤外地の資産の被害を軽減する」



図一1 東京港における堤外地の例

この2つの防護目標を設定し、対策の検討を行うこととしています。

4. 堤外地において検討すべき高潮対策

①フェーズ別高潮対応計画

高潮は、突発的に発生する地震や津波とは異なり、気象情報等により避難や準備の時間を確保できるため、タイムラインの考え方を取り入れて適切に事前の防災行動を取れば、被害を軽減できる可能性があります。

このため、表一に示すとおり、高潮への対応においては、各種の防災情報を活用した高潮の規模の判断と適切な段階(フェーズ)を想定し、それに応じた具体的な防災行動を整理した「フェーズ別高潮対応計画」を各主体で作成することとしています。

なお、各フェーズにおける防災行動の開始や完了については、気象庁が発表する高潮、暴風、波浪に関する気象情報等(台風情報、気象注意報・警

報、特別警報等)や港長が発出する勧告等の防災情報を活用することとしています。

②エリア減災計画

物流機能や企業が集積し、高潮による被害が大きい地域などについては、フェーズ別高潮対応計画だけでは不十分な場合もあることから、関係行政機関や民間企業による避難誘導計画等の共有やハード対策等の検討が必要となります。

このため、港湾の堤外地等の一定のエリアにおいて、港湾管理者・海岸管理者、市町村等の防災部局、国直轄事務所、関連民間企業、地方気象台等が連携し、地域で必要なソフト・ハード対策などを含む「エリア減災計画」を策定し、対策を講じていくこととしています。

③防災情報共有体制の構築

フェーズ別高潮対応計画を万 one の場合に確実に遂行するためには、市町

村等の防災部局や各施設管理者、港湾管理者・海岸管理者をはじめとする関係者間において情報共有できる体制を構築しておくことが重要となります。

フェーズ別高潮対応計画を実効性のあるものとするため、地方整備局等において、防災情報の共有体制の構築を図るとともに、関係者への講習会・説明会等に取り組むこととしています。

④高潮対策の周知・啓発

高潮という自然災害の特性、気象庁等の防災情報、高潮対応に係る防災行動などの主要な情報が普段から身の周りであることを理解してもらうため、港湾管理者・海岸管理者、市町村等の防災部局等による関係者間の勉強会の開催や啓発活動も重要です。

⑤防災行動計画の改善

台風により高潮災害や暴風災害が発生した場合は、事後に防災行動を振り返り、必要に応じてフェーズ別高潮対応計画等を見直し、逐次改善することが重要です。

また、平時の訓練状況、海岸保全施設の整備状況や港湾の利用状況の変化などを踏まえ、計画の妥当性を確認し、必要に応じて見直すことも必要となります。

5. おわりに

港湾局では、引き続き、検討委員会を開催し、ガイドラインをとりまとめ、我が国の港湾で、関係者の連携による高潮対策が推進されるよう取り組んで参ります。

防災情報	フェーズ	基本的な防災行動		
		人	移動困難な資産	移動可能な資産
・台風情報 ・警報級の可能性	①	情報収集	準備	
強風注意報 (危険度を色分けした時系列により「注意報級・警報級の時間帯」等の確認)	②	関係者への情報提供	固縛開始	車両、移動式クレーン等の安全な場所への移動準備
高潮注意報 (危険度を色分けした時系列により「注意報級・警報級の時間帯」、「予測潮位」等の確認)	③	避難準備	固縛中	移動中
暴風・高潮警報 or 暴風・高潮特別警報	④	避難を開始し、暴風が吹き始めるまでに従業員等の避難を完了	暴風が吹き始めるまでに固縛を完了	暴風が吹き始めるまでに安全な場所への移動を完了

表一1 フェーズ別高潮対応計画のイメージ

「大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化」について

国土交通省 港湾局 海岸・防災課
災害査定官 篠原 守昌



災害査定の効率化

国土交通省及び農林水産省は、大規模災害時における災害復旧事業査定方針を策定し、大規模災害発生時の被災自治体の災害査定に要する時間を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定効率化(簡素化)及び事前ルール化」の運用を平成29年から開始しました。

効率化の主な内容 (図-2)

- ① 机上査定限度額の引き上げ→会議室で書類のみで行う机上査定の対象限度額の引き上げ
- ② 採択保留額の引き上げ→現地で決定できる災害復旧事業の金額の引き上げ
- ③ 設計図書の作成において航空写真や標準的な断面図等の活用により測量・設計期間を短縮等

事前ルール化 (図-3)

これまでは、個別の災害ごとに簡素化する内容を財務省と協議していたため、査定決定までに多くの時間を要していました。

新たなルールでは、政府の激甚災害指定(本激)の見込みが立った時点で、事前にルール化した災害査定効率化の内容をすみやかに適用するものです。

災害復旧事業費決定の仕組み

(図-1)

大雨、台風などの自然災害で、道路、河川、港湾、海岸などの公共施設等が被害を受けた場合、施設の管理者(地方公共団体等)は、その復旧にあたり、施設を所管する主務大臣(国

土交通省、農林水産省)に国庫負担の申請を行います。

申請を受けた主務大臣は、現地に査定官を派遣し、地方財務局派遣の立会官、申請者(施設の管理者)とともに、適切な復旧方法と事業規模(災害復旧事業費)を決定します。



図-1

大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化について

【背景】

- ・大規模災害が発生した際、**インフラの迅速な復旧が急務**
- ・これまでの大規模災害では、災害査定をスピーディーかつ効率的に進めるため、**様々な「査定の効率化(簡素化)」を実施。**
- ・しかしながら、個別の災害毎に効率化(簡素化)の内容を決めていたため**決定までに約1箇月を要していた。**
- ・そのため、南海トラフ地震、首都直下地震、スーパー台風等の大規模災害に備え、より迅速に**災害査定の効率化(簡素化)の 具体的内容を決定することが必要。**

【事前ルール化】

- ・**カテゴリ-S:** 激甚災害(本激)に指定又は指定の事前公表がされた災害で、かつ、**緊急災害対策本部(政府)が設置された災害**
(過去の事例: 東日本大震災(H23))
- ・**カテゴリ-A:** 激甚災害(本激)に指定又は指定の事前公表がされた災害
(過去の事例: 熊本地震(H28)、台風12号(H23)、新潟県中越地震(H16)、阪神淡路大震災(H7)などを含む14災害)
- カテゴリ-S・Aの災害の要件を満たした場合、以下の効率化(簡素化)を実施**

災害査定の手続きの効率化(簡素化)の主な内容

- ①**机上査定限度額の引上げ**(カテゴリ-Sは被害件数の概ね9割、カテゴリ-Aは被害件数の概ね7割となる金額まで引き上げる)
(原則: 300万円) (参考: 過去の事例 カテゴリ-S 5,000万円、カテゴリ-A 1,000万円)
: 会議室で書類のみで行う机上査定の対象限度額の引上げにより査定期間を短縮
- ②**採択保留額の引上げ**(カテゴリ-Sは採択保留件数の概ね9割、カテゴリ-Aは採択保留件数の概ね6割となる金額まで引き上げる)
(原則: 4億円) (参考: 過去の事例 カテゴリ-S 30億円、カテゴリ-A 8億円)
: 現地で決定できる災害復旧事業の金額の引上げにより早期着手が可能
- ③**設計図書簡素化**
: 設計図書の作成において航空写真や代表断面図等の活用により測量・設計期間を短縮 など

図-2

大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化について

事前ルール化による行程短縮 (熊本地震におけるA市の例)

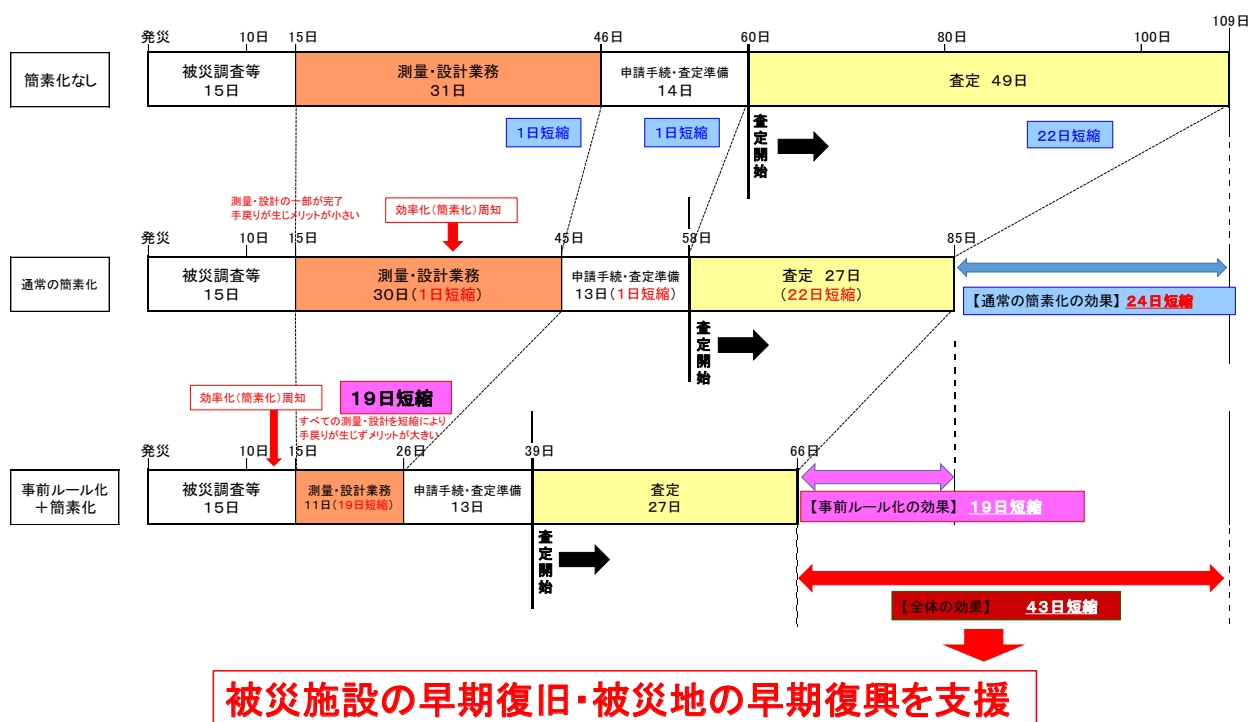


図-3

海をきれいにするための 一般協力者の奉仕活動表彰

「海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰」等の受賞者を紹介します。

本表彰事業は、沿岸域の住民、船舶の利用客等、海が大好きな皆様による、海をきれいにするための奉仕活動を顕彰し、国民の皆様により一層海への親しみを深めていただくとともに、海

の利用・開発、海洋環境保全への理解と協力を得て海洋・海事思想のより一層の普及を図ることを目的として、毎年、国土交通大臣及び各地方整備局長等が行っているものです。

以下、平成29年度の国土交通大臣表彰受賞者（地方整備局関係）及び地方整備局長表彰受賞者を紹介するとともに、その取り組み内容を一部紹介させていただきます。

平成29年 海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰受賞者一覧（地方整備局関係）

国土交通大臣表彰

受賞者名	ブロック名
ワタナベマンシュウ 渡邊満洲	東北
ワタナベ 渡邊トシ子	東北
神栖市立波崎第四中学校	関東
旭市立三川小学校	関東
鶴沼地区生活環境協議会	関東
三国サンセットビーチ振興会	北陸
堀岡児童クラブ協議会	北陸
ヤマサちくわ株式会社	中部
田原市立泉小学校	中部
沙美西町内会	中国
仁尾町老人クラブ連合会	四国
福岡市立志賀島小学校	九州
日南市立日南東郷小中学校 PTA	九州

各地方整備局長表彰

受賞者名	ブロック名
青森県港湾空港建設協会八戸支部	東北
仙台グリーンENEOS	東北
三種町立八竜中学校	東北
酒田市立宮野浦小学校	東北
酒田市立第四中学校	東北
鹿嶋の海岸を守る会	関東
木更津市立金田小学校	関東
ハマの海を想う会	関東
三重県立豊学校	中部
ネイチャーズ新海浜	近畿
びわ湖の水と地域の環境を守る会	近畿
江井島の海と子供を守る会	近畿
岬町小島地区まちづくり推進協議会	近畿
和歌山市立加太中学校	近畿
荘内バレーボールスポーツ少年団	中国
鳥取県漁業協同組合境港支所	中国
須佐湾エコロジーカーンプ場管理組合	中国
美波町立由岐小学校	四国
美波町立伊座利小学校・由岐中学校伊座利分校	四国
三豊市立曾保小学校	四国
すくも湾漁業協同組合	四国
藻津漁業協同組合	四国
愛媛県立伯方高等学校	四国
山口県立下関工業高等学校、山口県立下関工科高等学校（連名）	九州
リョーユー幼稚園	九州
NPO法人シートラスト	九州
大多尾地区振興会	九州
森下 誠	九州
井上 弘美	九州

未来へ残そう、宮野浦の宝 ～宮野浦海岸クリーンアップ作戦～

山形県酒田市宮野浦地区は、西に日本海、東に最上川を望み、周囲を防砂・防風林の黒松林に囲まれ、自然に恵まれた地域です。学校の窓からは、酒田市市街地が一望できます。

冬には、出羽大橋の下に北風に乗って白鳥が飛来し、訪れる市民の目を楽しませてくれます。近くの飯盛山の麓には、土門拳記念館・出羽遊心館・市美術館の文化施設があり、平成13年4月には、市民念願の四年制大学の東北公益文科大学が設立され、酒田市の文化ゾーンに成長しました。

宮野浦地区は、酒田市発祥の地としての伝統を持ち、人々は漁業を主とした生活を営んできた歴史をもっています。

本校では、港町酒田という環境を活かした体験学習を通して、豊かな感性と主体的な行動ができる子ども（しなり強い子）を育成するための地域と一体となった教育実践を積んでいます。

その一つが、第5学年の総合的な学習の時間の、生き生き飛鳥スクールに係る「マリンスクール」です。この活動は、宮野浦海岸に出かけ、漂着ゴミを集め、その仕

分け作業を通して「海洋資源を守ること」と「環境保全」などについて気づき、飛島の海岸と比較し学習をより深化させていくものです。

もう一つが、「宮野浦クリーンアップ作戦」です。宮野浦学区自治会と宮野浦子ども会育成会（宮子連）、宮野浦小学校、酒田市立第四中学校などが連携し、ボランティアの動員を図って行う海岸清掃活動です。この活動は平成14年より6月下旬の日曜日に毎年実施しているものです。平成28年度「第36回全国豊かなうみづくり大会」が庄内地方で開催されたことを契機に、祝日の「海の日」に合わせて実施するようになりました。

この活動を通して、児童・生徒は、環境保全の心を育て、地域貢献の意義、重要性に気づくことができるようになりました。また、保護者は子供たちの未来のためにも、地元が主体となって美しく豊かな海と庄内浜を守り続ける必要があることに気づくことができるようになってきました。

ふるさとの海に関心を持ち、誇りに思う児童が以前にも増して広がっているようで、大変嬉しく思っています。



「湘南海岸を守る」～鶴沼海岸清掃ボランティア活動～

鶴沼地区生活環境協議会は、鶴沼地区住民の生活環境を良好に保全し、更にこれを推進するために市の行政に対応して、これの実現をはかることを目的に活動している団体です。会員は、鶴沼地区に居住する住民で構成され、自治会長及び自治組織の環境担当者を中心に活動しています。

鶴沼地区は藤沢市の南部に位置し、相模湾に面しています。ここには海水浴場が広がり、波静かで遠浅なビーチとして人気を博しています。

本会では、地区住民及び多くの観光客が訪れている湘南海岸の保全を目的に年3回の海岸清掃を実施しています。

1回目は毎年4月に実施しており、これは、隣接する片瀬地区とともにやっているもので、片瀬海岸、鶴沼海岸の清掃を行います。

2回目は、5月に実施しているもので、「ゴミゼロクリーンキャンペーン」として、市で取

り組んでいるものです。

3回目は9月に実施しており、これは、海水浴シーズンを終えた後の鶴沼海岸を清掃する活動で、鶴沼地区生活環境協議会が単独で行っているものです。

藤沢市の江の島・鶴沼海岸が全国各地から多くの観光客が訪れ、「日本の白砂青松」の地として風光明媚な景勝地であるとの印象を持っていただけることは、大変有意義なことと思うところであります。

ここ湘南海岸は、地区住民にとりまして、憩いの場として、また、なくてはならない大切な財産であると考えております。この貴重な海岸を守り、さらに一歩進めて、昔のような自然あふれる美しい海を手に入れたいと思います。

本会は、今後も地区住民の皆様と力を合わせて、美しい海岸線、また、海を守るために、海岸清掃活動を継続していきたいと思



三国サンセットビーチ振興会のビーチにおける取り組み

日本海のちょうど真ん中辺りに、位置する三国サンセットビーチ。北には名勝東尋坊、南は九頭竜川と北前船、越前蟹漁で有名な三国湊があります。美しいサンセットが自慢で、四季を通じ、たくさんのお客様に愛されるビーチです。私たち三国サンセットビーチ振興会は、ビーチに位置する旅館・民宿、浜茶屋、日帰り温泉、CAFÉ、ケーキ屋、ハンバーガー屋、サーフショップ等の約30店舗によって昭和の中ごろから運営されてきました。海水浴場の設置や安全管理、イベントの開催など数々の事業の中心となるのが、ビーチクリーンです。

ビーチには四季折々、色んなゴミが漂着します。荒れ狂う冬の波浪に乗って、日本海に漂うゴミの大群がビーチにやってきます。漁具をはじめ、ペットボトルや家庭ゴミ、注射器などの医療廃棄物、テレビに冷蔵庫、ガスボンベ？それらのゴミにはハングル語や中国語の表記が。ゴミは遠路はるばる、日本海を渡り大陸から旅して来る

招かざるお客様たち！早春のちらつく雪の中、驚くほど沢山のゴミとの闘いが、私たちの一年の活動の幕開けです。

そして、初夏、波が穏やかとなる海からのゴミはひと段落しますが、多量の雨で九頭竜川上流からのゴミが一気に流れてきます。昔は有機物中心で、河川敷で留まって少しずつ流れてきたのですが、近年悪化、プラゴミと混在する輩の処分が課題です。夏期は毎日清掃、お客様が持ち込まれる花火やコンビニゴミ等、海水浴場で「ちびっこ宝探し」というビーチクリーン啓蒙活動イベントを15年に渡り実施した効果もあり、減少しています。

また、最近は企業のCSRや学校行事の一環としてのクリーンアップ活動が増加。日程管理から、分別回収のお願い、ごみ袋の提供、行政へのごみの処分依頼等も事業のひとつ。県、市の担当部署のサポートも手厚く、ビーチクリーンアップ活動の普及を実感しています。



ありがとう！「海・人・故郷」～表浜海岸清掃活動～

当社は愛知県豊橋市を中心に、ちくわ、蒲鉾等の水産練り製品を製造販売しております。20年前、創業170周年の記念事業として、地元への感謝の気持ちを行動で表現しようと海岸清掃活動を始めました。以来、一度も欠かすことなく20回、毎年実施を続けております。当社のちくわ作りに欠かせないのは新鮮な魚です。この魚を育む母なる海に感謝しながら活動することで、社員の気持ちが豊かになることを実感しています。

豊橋市の海岸は、愛知県の南端、遠州灘に面した渥美半島の東に位置する約14kmの直線的な砂浜海岸です。表浜海岸と呼ばれるこの清掃場所は、創業当初、原料魚の主漁場でした。池田輝政が吉田城主の時代、伊良湖から新居までの「片浜十三里」と呼ばれた地域で獲れる魚はすべて、安海熊野社の境内に集めて売買をしなければならぬというお墨付きが出されました。この安海熊野社の位置するところは、当社が本店を構える現在の豊橋市魚町にあり、豊

橋でちくわ作りが盛んになった一つの理由になりました。

活動を始めた頃は、トラックにゴミが乗り切らず、何回も市の処理施設を往復しなければならぬほどの量が落ちていました。しかし、年を追うごとに世の中のボランティア意識が高まり、他の多くの団体も同様の清掃活動を行うようになりました。そのお蔭で以前のようにゴミが大量に放置されることはなくなりました。実際、清掃活動をしていると、海にいたサーファーや地元住民の方が飛び入りで参加していただくこともありました。今ではトラック一台分もないゴミの量に減りましたが、さらにきれいな状態の海になるよう願っています。

おかげさまで今年、創業190周年を迎えることが出来ました。次の大きな節目、創業200周年に向け、これからも地域に密着しながら、このような活動を積極的に取り組んでいきたいと考えています。



近畿地方整備局 ●和歌山市立加太中学校

みんなで守り、未来に残そう、『加太』の海～加太海岸清掃ボランティア活動～

本校の校区は、和歌山市の北西の端に位置し、紀淡海峡に面した美しい海岸線があり、鯛の一本釣りなど魚釣りのメッカです。また、灘流しや針供養で有名な淡嶋神社があります。海水浴やサーフィン、キャンプなど、マリンレジャーを楽しむ方が多く訪れています。近年、加太の向かいに浮かぶ「友ヶ島」がブームになり、加太港から船で訪問する観光客が増加しています。

本校は、近年、地域の若年人口の大幅な減少に伴い、本年度は全校生徒が43名で、和歌山市で最も小規模な中学校です。地域は、「海」と密接に関係していることから、生徒の父母、祖父母には、漁業や観光業に従事している方がたくさんおられます。

そこで、本校では、約40年前から地域の大切な海を守るために、観光資源でもある加太海岸を中心に、海水浴シーズン前の時期に、全校生徒が清掃活動に取り組んでき

ました。開始当時は本校には、約400名近い生徒が在籍し、保護者や地域の方々に、ごみ回収用のトラックを用意していただくなどのご支援をいただき、大量のごみを回収するなど大規模な清掃活動でした。

これらの取り組みは、教育的意義の高い学校行事として定着し、今日まで毎年、恒例の行事として実施してきました。この活動を通して、生徒たちは、環境保全の大切さや勤労の喜び、地域貢献の重要性など、多くの事を学ぶことができました。また、自分たちのふるさと「加太」を愛する心の育成にも繋がっています。

近年、生徒数が大幅に減少しているため、活動の規模は年々小さくなっていますが、今後も加太観光協会や加太漁業協同組合、各種ボランティア団体、地域の方々の温かいご支援を頂きながら、この大切な活動をいつまでも継続し、子供たちの貴重な学習の場としたいと考えております。



中国地方整備局 ●荘内バレーボールスポーツ少年団

玉野市「渋川海水浴場」日本の渚百選、快水浴場百選
日本一のおもてなしをめざし 渋川海岸清掃ボランティア活動“30年”

玉野市立荘内小学校は、荘内平野のほぼ中央に位置し、盆地でありながら、玉野市で一番大規模であり、全校児童は現在691名の、今年で130周年を迎える伝統のある小学校です。

荘内バレーボールスポーツ少年団は創部43年を迎え、私が団長になって30年になりますが、部員数も今は少なくなり18名です。

玉野市には、“日本の渚百選”、“日本の快水浴場百選”にも選ばれる県下最大の渋川海水浴場を有しますが、私たち荘内バレーボールスポーツ少年団は、30年前、団員自身として世の中の役に立つことはできないものかと話し合い、その結果、多くの浴客でにぎわう渋川海水浴場の清掃活動をしようと思いが一致し、それ以降、現在まで続けられているところです。

未来のために今何が出来るのか、新しい時代を切り開き、将来を担っていく豊かな人間性と創造性を備えた青少年の育成は、私ども荘内バレーボールスポーツ少年団の願いでもあります。

近年、青少年を取り巻く環境は、社会経

済の大きな変化などにより、地域社会や自然との触れ合いが十分でないともいわれています。

このため、青少年が心身ともに健全で自己の行動に自覚と責任を持ち、人間性豊かな市民として成長するよう、家庭、地域、学校、行政が一体となって、青少年の健全育成に取り組むとともに、相談、指導、対話の充実の一環として、清掃奉仕活動を行っているところです。

これからも、この清掃活動を通して、ボランティア活動、おもてなしの心が育ち、このことを誇りに思う心が児童の皆さんに拡がり、自然を愛し、海を愛し、何が大切かを思う心を育てていくことや、自ら感じる心を大事にしながら、地域活動の在り方を含めて、引き続き継続されることを願ってやみません。



山陽新聞 平成28年7月22日(金)朝刊

四国地方整備局 ●香川県三豊市仁尾町老人クラブ連合会

平成 29 年 海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰に寄せて

私たちの仁尾町は、香川県西部荘内半島の西側付け根に位置し、東・南・北が七宝山脈に囲まれ、西に瀬戸内海ひうち灘海域を望む青い海、指呼の間に浮ぶ島々、そして白砂の海辺、とても恵まれた自然景観と調和した港まちです。右手には西日本有数の規模と設備のある仁尾マリーナが、左手は広々とした遠浅の海岸線、そこに父母ヶ浜と呼ばれ、夏は良き海水浴場でもある海辺があります。

夕景もまた、ひときわ美しく、そこに立つ人をして、自然と人生の語らいに、しばし時を忘れるロケーションです。

平成の町村合併により、三豊市仁尾町となりましたが、優れた景観、環境は変わりません。

そんな町に、昭和39年4月発足した仁尾町老人クラブ連合会。当時会員は434名、老人の生きがい対策として、数々の課題を活動方針とした中で、会員の殆んどが、我が

町の、とりわけ海の自然景観の保全や環境美化への思いが強く、まずは海をきれいに、海岸線や港周辺等々の清掃奉仕活動を力点に、自主、積極的に、年1回とは言え、毎年海開きを前に、会員総出で、清掃奉仕の社会活動を、実に50年有余にわたり、続けて今日に至っています。

今更ながら、故人を含め歴代会長・役員そして会員各位の不屈の奉仕精神と、種々雑多なゴミ集めのかんなん辛苦、地域貢献に、格別の敬意と感謝の念を禁じ得ません。

ただ、今では、更なる高齢化が進み、参加会員の激減が残念です。

今般、当連合会の多年にわたる奉仕活動が、国土交通省四国地方整備局のご推挙を得て、本年7月“海の日”に国土交通大臣表彰の栄誉を頂き、会員一同心よりお礼申し上げ、今後の活動の糧といたします。

有難うございました。



九州地方整備局 ●山口県立下関工業高等学校・下関工科高等学校

響きの灘を窓に見て ～ふるさとを守る地域清掃ボランティア活動～

本校は、本州の西端に位置する下関市の響灘に面した工業高校です。校舎の3階からは、下関の美しい海を一望することができ、四季折々の豊かな自然と、太陽の光に包まれて輝く日本海に見守られながら、日々の学習活動に励むことのできる恵まれた環境にあります。

平成28年4月に、下関工業高校と下関中央工業高校の県立2校が統合となり、新しく工科高校として生まれ変わった学校です。工科高校は、工業全般の専門学科が揃った山口県下最大規模の工業高校であり、これからのものづくり産業を支える技術と人間力を学ぶことができる学校として歩み始めております。昭和14年創立である下関工業高校の校歌は、「人寰遠く海近く 松青くして砂白き」という歌詞から始まり、海の育みを受けながら発展してきたことがうかがえます。そして、海とともに成長していく精神は、下関工科高校の校歌においても、「響きの灘を窓に見て 理想も高く語る夢」と歌われており、本校の土台として、しっかりと引き継がれております。

本校では、平成19年度から、全校による「地域環境ボランティア」の行事を実施して

おり、年度末の3月に、安岡海岸を含めた学校近隣の地域を清掃する活動を続けております。この活動は、環境教育の一環として、①地域社会への感謝と貢献、②環境への関心と環境保全、③ボランティア活動への意識の高揚、という目的を掲げており、今年で10年目の活動となります。平成28年度の清掃活動では、約2時間半の活動で、可燃物約60袋、不燃物6袋、棒きれ約10束等のごみを回収することができました。この活動が本校の伝統として徐々に定着しており、この行事のときだけでなく、委員会活動や部活動の中でも海岸清掃等を行うようになり、生徒たちの主体的な行動に期待と喜びを感じていきます。

本年度の九州地方整備局長表彰をいただき、工科高校の幕開けとして、この地域活動を引き継いでいくことができることに、大変嬉しく思っております。この青く美しい海に囲まれた、すばらしい下関の自然を、未来へと責任をもって伝えていく学校へ、そして、一人ひとりが海を守っていく人として、使命感をもち、これからも成長し続けていきたいと願っております。



全国海岸リレー紹介

北海道

杓形港が「みなとオアシスりしりとう・くつがた」として認定されました。

利尻町まち環境整備課

●はじめに

北海道の北端、日本海に浮かぶ「利尻島」は最北の国立公園(利尻礼文サロベツ国立公園)に指定されており、中央には日本百名山に選ばれる秀峰「利尻山」がそびえる美しい島です。

杓形港は利尻島の西部に位置する地方港湾であり、利尻島と礼文島を結ぶフェリー航路の発着点であることから、利尻町の玄関口として島民の利用はもちろんのこと、多くの観光客が訪れます。

また、災害時には輸送拠点となる杓形港耐震強化岸壁が整備されており、常時は30,000tクラスまでの国内外クルーズ船の寄港先として利用されています。

このように杓形港は島民の生活を支えるとともに、産業の発展に重要な役割を果たすことから、港の発展はまちづくりに大いに繋がっています。

●みなとオアシスりしりとう・くつがた

この度、杓形港が全国で99箇所目の「みなとオアシス」として登録される運びとなり、平成29年8月26日に代表施設「杓形港耐震強化岸壁」において、「みなとオアシスりしりとう・くつがた登録証交付式」が執り行われました。当日は、客船につぼん丸の寄港に合わせ、イベント「利尻みなとフェスinくつがた」が同施設で開催され、会場は大いに賑わいを見せました。

「みなとオアシスりしりとう・くつがた」は、各種

地域イベントの会場、また、災害時の輸送拠点として多様な役割を担う「杓形港耐震強化岸壁・フェリーターミナル」、散策やキャンプを行うことができる「杓形岬公園」、町民や旅人の憩いの場となる天然温泉施設「利尻町ふれあい保養センター」から構成されます。

今後は、離島ならではの恵まれた環境のもと、みなとオアシスを通じた取り組みを実施することで、フェリーや客船等で訪れる皆様へ、より一層のおもてなしが行えるよう努めますので、ぜひ「利尻島」へお越し下さい。



登録証交付式



杓形港全景



構成施設「杓形岬公園」



利尻山と客船「つぼん丸」



利尻みなとフェスinくつがた

東北

青森県青森港(本港地区) 海域環境創造事業について

青森県県土整備部港湾空港課
技師 伊藤 義晃

●はじめに

青森港は、津軽半島と下北半島に囲まれた陸奥湾の奥部に位置しています。かつては青函連絡船が就航し、北海道への表玄関として、あるいは東北北部における物流の中心基地として重要な役割を果たしてきました。



新中央埠頭に係留するクルーズ船

した。近年では本港地区において年間20隻以上のクルーズ船が寄港し、県都の海の玄関口として期待が高まっています。一方で当該水域は防波堤に囲まれた閉鎖的の水域であるため水質や底質が悪化しており、水生生物の生息環境への影響や親水機能の低下が問題となっています。そうしたことから、水質・底質の向上を促し、水生生物の生息環境の改善や、海浜を利用した親水性の高い新たな賑わい空間創出を図るため、人工海浜を整備することとしました。

●海域環境創造事業について

青森駅に隣接する旧青函連絡船のバース周辺において、人工海浜を整備します。整

備方法として土留めとなる基礎工(潜堤)を設置し、その背後を埋め立てます。基礎工(潜堤)及び埋立に使用する材料には国土交通省東北地方整備局青森港湾事務所による新中央埠頭岸壁延伸工事により発生する建設発生材を転用することで、材料費のコスト削減を図ります。基礎工背後には粒径の異なる2層のフィルター層を設置し、防砂シートが破損した場合でも砂分が吸い出されにくい構造とし、空洞や陥没を防止します。また、海浜の形状においては、潮の満ち引きにより干出と水没を繰り返す干潟部を幅約15m設け、より一層の水質浄化や水生生物の生育環境の改善を図ります。

●終わりに

青森港の海域環境創造事業は平成32年度末の完成を目指し工事を進めています。地元住民や新聞等では既に「駅前干潟」「駅前ビーチ」といった名称が定着し、新たな賑わい空間として事業完成が期待されているところです。

今後も住民や観光客に親しまれる施設とするために、事業の進捗に努めてまいります。



青森港(本港地区)



完成イメージ図

全国海岸リレー紹介

関東

横須賀港海岸の海岸事業について

横須賀市港湾部港湾建設課
杉崎 宣康・柿澤 七海

●はじめに

三浦半島の東岸にある横須賀港海岸は、海岸延長が約61kmで多数の入り江があり、背後に住宅や事業所が近接している都市型海岸です。

横須賀市では、大津地区で海岸高潮対策事業、野比地区で海岸侵食対策事業を実施しています。

●大津地区の高潮対策事業

当該箇所は、北方向の強風による越波により、度々背後道路が通行止めとなり、市民生活や事業活動に大きな支障をきたしていました。

この状況を改善するため、平成21年度に高潮対策事業として事業採択され、直立消波構造の護岸整備（延長517m）を進めています。

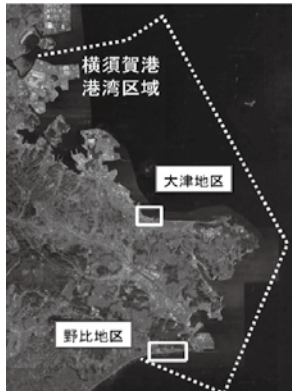
現在、平成29年度までで直立消波ブロックの据付が287m完成しています。

●野比地区の侵食対策事業

当該箇所は、昭和40年代から海岸侵食が問題となり、波浪によって度々道路が崩落

し、最近も強風に伴う波浪により道路法面が崩落し道路が一部通行止めになるなど、市民生活に多大な影響を及ぼしています。

また、砂浜での祭事・行事も侵食とともに開催できなくなるものもあり、この状況を改善するため、平成19年度に国土交通省の補助事業として採択され、離岸堤8基、突堤1基の整備を進めています。現在、平成29年度までで離岸堤全7基が完成しています。



位置図



大津地区越波状況



野比地区整備状況



大津地区整備状況



野比地区離岸堤とトンボロ現象

北陸

穴水港「潮騒の道」について

石川県土木部港湾課

●はじめに

穴水港は、能登半島の中心部に位置し、前面は能登島により遮蔽された天然の良港です。古来より奥能登に通ずる海陸交通の要衝に当たり、今より約三百年前より開け、元和年間の日本港湾史に「能登穴水は天然の良港なり、百石船の往来、日に十艘を救う、町筋は船でにぎわう」と書かれています。

●「潮騒の道」について

潮騒の道は、穴水港の城山地区から内浦地区の天然海岸において、平成元年度から平成7年度にかけて港湾海岸環境整備事業で整備した遊歩道兼用護岸の名称です。波穏やかな穴水湾の景観になじむよう、護岸本体は赤茶色の着色コンクリート、手摺りはコンクリート擬木、歩道部は平板ブロック舗装で作られています。また、一部の区間は、利用者が海辺に近づき親しむことができるよう階段式護岸となっており、まさに潮騒を感じることができる遊歩道です。

潮騒の道の背後地には、地元の穴水町が整備した生涯学習施設

や文化ホール、スポーツレクレーション施設があります。潮騒の道はこれら施設を結び付け、周遊することのできる絶景のウォーキングコースとして、多くの方々に利用されています。また、穴水町では「健康長寿のまちづくり」を目指し、健康づくりの一環としてボランティアウォーキングを町民に勧めています。例年、潮騒の道において、ウォーキングに併せた遊歩道と海岸のゴミ清掃が行われており、潮騒の道・穴水港海岸ともども町民の皆様可愛がって頂いています。

●おわりに

穴水港は平成26年に「みなとオアシス」に登録されています。例年1月下旬に穴水港「あすなる広場」において、穴水町特産の養殖かき貝を総延長400mの炭火コーナーで食べる「雪中ジャンボかき祭り」を開催しています。新鮮で格安のかき貝をその場で食べられるとあって、町内のみならず県内外から多くの観光客が訪れて賑わっています。

波穏やかな穴水湾の風景を楽しみ、食べて楽しみ、能登の人情に出会って楽しみの穴水町に、皆さんのお越しを心からお待ちしています。



位置図



港全景



雪中ジャンボかき祭り



ボランティアウォーキングの様子



静岡県浜名港 ~2017年、夏、舞台は浜名港! 「浜名湖ミナトリング2017」初開催!! ~

静岡県交通基盤部浜松土木事務所工事課
工事第2班班長 伊藤 謙太郎

●はじめに

浜名港は、県内有数の観光地である浜名湖の太平洋（遠州灘）への玄関口・今切口（湖西市新居）に位置する地方港湾です。

地元の湖西市新居は、東海道五十三次の「今切の渡し」など古くから交通の要所として栄え、新居の関所は全国で唯一現存しています。また、対岸の浜松市舞阪には、湖面に浮かぶ赤鳥居の眺望で有名な弁天島温泉など観光資源が点在しています。

湖岸が織りなす優れた景観、静穏な水面に囲まれた浜名港は、海洋性レクリエーションの場として、これまでに釣り施設や港湾緑地等も整備され、年間約25万人以上の利用者が訪れる県内有数の観光スポットです。

現在は、湖内への津波の浸入を防止する目的から、港湾海岸事業により、遠州灘に沿った堤防の嵩上げ等が鋭意進められており、住民をはじめ利用者の安全・安心に向けた取組が進められています。

●「浜名湖ミナトリング2017」の開催

浜名港は、同じくうなぎで有名な浜名湖内にある舞阪漁港とともに県西部の重要な水産基地でもあります。港としての知名度は低く、一般の方々にはあまり知られておりません。

そこで、地域住民の交流と観光の振興を通じ、賑わい創出と、知名度向上を図るため、県、湖西市、商工団体、金融機関及び民間団体等を中心に、官民一体となって初のイベント「浜名湖ミナトリング2017」を、浜名港を舞台に7月29日に開催しました。

なお、「ミナトリング」とは、国土交通省が推進する「ミズベリング・プロジェクト」を参考にした造語です。

初めてのことでありましたが関係する方々の協力により、開会式では、地元園児による鼓笛隊の演奏、地元高校生による式の進行や「浜名湖宣言」などの演出、またマリン事業者などの地元企業、商工会や観光協

会等の舟運やプレジャーボート体験試乗などのイベントも実施でき、当日は目標を超える約1,300人ものの方々にお越しいただき、県内外の方々へ浜名港をアピールすることができました。

また、来場者へのアンケート結果からも、「楽しかった」、「来年以降も開催して欲しい」などの意見が多く寄せられました。

●地域の賑わい拠点としての浜名港

今回のイベントを通じ、地域や地元企業等の関係者の中で、浜名港を活用した賑わいの拠点づくりに向けた意識を育むことができました。

今後は、この取組を拡大させ、みなどを活用した地域の賑わい拠点として、「みなどオアシス」のように、地域が主体となって、継続した賑わいが作られるよう、交流の輪を拡げていきたいと考えています。



嵩上工が進む浜名港海岸の堤防
(平成29年6月撮影)



ミナトリング2017
舟運社会実験の様子



オープニングイベントの様子



浜名港に浮かぶ赤鳥居
(写真提供:浜松観光コンベンションビューロー)

神戸港須磨海岸の海岸環境整備事業 ~遠浅化の完了と「須磨ビーチフェスタ2017」の開催~

神戸市みなと総局技術部海岸防災課

●はじめに

1868年（慶応3年）の開港から今年で150年目を迎えた神戸港は、自然条件に優れた天然の良港として、古代・中世より大陸や朝鮮半島との交易拠点として賑わい、現在では日本を代表する国際貿易港として重要な役割を担っています。

また、神戸港の西端に位置する須磨海岸は、白砂青松の景勝地としても知られる阪神間唯一の自然海岸であり、夏には70万人を超える海水浴客が訪れます。

●須磨海岸の海岸環境整備事業

須磨海岸では、昭和48年より海岸環境整備事業として、離岸堤、突堤、養浜等の整備を行ってきましたが、阪神淡路大震災

の影響を受け、平成14年度に事業を一旦休止しました。その後、平成27年度より事業を再開し、子ども連れ家族が安全安心に遊べるよう遠浅海岸整備や遊歩道の再整備に着手し、平成29年5月に完了しました。事業の完了を契機に、国土交通省より「みなどオアシス」の認定を受け、平成29年5月23日に「みなどオアシス須磨」として登録されています。

●「須磨ビーチフェスタ2017」の開催

同年の5月28日には、事業の完了と「みなどオアシス須磨」の登録を受け、「須磨ビーチフェスタ2017」を開催し、その中で竣工記念式典が執り行われました。また、当日は約36,000人の方が訪れ、ビーチバレー、ビーチ

テニス、潮干狩りなどを楽しむ人達で賑わいを見せました。このようなイベントの開催を通じて、夏だけでなく四季折々の須磨海岸の魅力を広く発信していきます。

●おわりに

今後は、須磨海岸を核とした地域住民の交流や観光振興の促進を進めるなど、地域の活性化を図る事業を展開するとともに、須磨海岸が市民に愛される憩いの空間となるよう取り組んで参ります。須磨海岸周辺には、他にも須磨海浜水族園や須磨ヨットハーバーなど、魅力あふれる施設がたくさんありますので、皆様是非一度、足を運んでみてはいかがでしょうか。



神戸港(須磨海岸)



遠浅海岸整備された砂浜



竣工記念式典 テープカットの様子



「須磨ビーチフェスタ2017」の開催

全国海岸リレー紹介

中国

「宝の町をブラッシュアップ」

～学生とのみなとの魅力づくり(広島県呉港)～

呉市産業部港湾漁港課

副主任 中井 孝秀

●呉港の紹介

呉港は、広島県の南西部に位置し、瀬戸内海に面した重要港湾です。戦艦「大和」の建造に代表されるように、東洋一の軍港として繁栄した歴史を有しています。現在は、戦前に築かれた基盤を礎に、ものづくり産業が集積する臨海工業貿易港となっています。

●みなとの魅力を体感できるエリア

“宝町地区”

宝町地区は、年間80万人が乗降する栈橋ターミナルがあり、江田島市や四国の松山市を結ぶ航路が就航しています。ま

た、10分の1戦艦「大和」が展示されている「大和ミュージアム」、実物の潜水艦を体感できる「てつづくじら館」などがあり、多くの観光客や市民が集う、賑わいエリアです。

●学生との魅力づくり

このエリアの魅力をもっと広めようと、現在、呉工業高等専門学校(呉高专)と連携し、ブラッシュアップを行っています。

昨年度は、大和ミュージアム海側に面した緑地でのキャンパイベントや呉港が一望できる栈橋ターミナル最上階の展望フロアの改修など、学生が企画、提案、実施までを一貫して行いました。

今年度も、第2弾となる展望フロアの改修など、魅力創出に向けた活動を予定しています。

●これからも「みなとまち」として

この活動は、学生が単なるイベント実施のプロセスを学ぶ場ではありません。

学校生活を過ごす呉の歴史や文化を知り、そこに住む方々との繋がりを通して、まちへの愛着を持ってもらうこと。これが大きな成果であると感じています。

“市民”、“訪れる方々”、“呉で学ぶ学生たち”にとって、住んで良かった、来て良かったと感じていただける、「みなとまち」づくりに取り組んで参ります。



栈橋ターミナル展望フロアからの風景



栈橋ターミナル展望台の改修風景



学生発案キャンパイベントの様子

四国

マリニピア沖洲人工海浜の環境保全

徳島県 県土整備部 運輸政策課 整備担当

1. はじめに

徳島小松島港は、四国東部の紀伊水道沿岸のほぼ中央に位置する重要港湾であり、臨海部に立地する木材関連産業、製紙産業、化学薬品工業等の原材料、製品の物流拠点として、大きな役割を担っています。

当港の沖洲(外)地区は、四国横断自動車道の建設に伴い、マリニピア沖洲第2期事業の造成をはじめ、人工海浜や小型船だまり等の海上工事に着手し、現在、平成31年度供用予定の徳島東インターチェンジの進捗に合わせ、臨港道路の整備を進めているところです。

2. 「人工海浜」の必要性

マリニピア沖洲第2期事業の実施にあ

たっては、自然環境の保全と調和を図ることが非常に重要であると考え、住民、専門家に意見聴取するなど、十分に検討を重ね、環境影響評価を行っています。

一方、当時存在した沖洲海岸は、埋立工事に伴い、消失することとなり、当海岸に生息していた、絶滅危惧ⅠB類の甲虫「ルイスハンミョウ」へ一定の影響があると判断したため、学識経験者で構成される「環境調査検討委員会」の指導や助言を踏まえ、沖洲海岸の生態系・海域静穏度・海浜地形・植生などを模倣した約7haの人工海浜を整備し、平成22年3月に供用しております。

3. 環境学習の取り組み

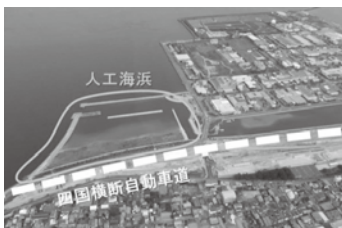
この人工海浜において、生物の生息環境や人と自然が触れ合うことのできる場を創出するため、県とNPO法人のワーク

ショップにより、海浜利用のルールを設けるとともに、徳島大学と協働し、植生や地形、ルイスハンミョウの個体数等のモニタリング調査を実施しております。

また、市民団体と連携を図り、一般参加者と「ルイスハンミョウを観察しよう」や天体観測「ロマンチックスター」など、様々なイベントを開催するとともに、海浜植生を学びながら、清掃活動や外来植物の除去を行うなど、自然への関心を深める啓発活動を実施しており、いずれも好評を得ています。

4. おわりに

今後とも、この人工海浜が、人と自然の共生の場となるよう、より自然への関心が高まる取り組みを行いたいと考えています。開催するイベント等にご興味のある方は、是非ご参加ください。



沖洲(外)地区と人工海浜



一般市民とルイスハンミョウの観察



絶滅危惧種「ルイスハンミョウ」



天体観測「ロマンチックスター」

九州

全国100箇所目！！ 「みなとオアシス下関」登録！！

下関市港湾局振興課 課長
時任 博之

●はじめに

『巖流島』は本州と九州を結ぶ関門海峡に浮かぶ周囲約1.6kmの無人島です。巖流島の海岸は大正中期に築造されました。しかし、経年による老朽化により石積海岸が崩壊し、島全体が侵食されていました。

そこで平成8年より「エコ・コスト事業（海岸環境整備事業）」の指定を受け、平成14年にかけて整備を行い、海岸線を活かした親水性の高い緩傾斜護岸、巖流島の玄関口となる栈橋、行きかう船舶を眺めることのできる展望広場、海風を感じながら散策できる遊歩道、緑地、休憩所等が完成しました。

そして本年9月17日、「巖流島」を構成施設の一つとした「みなとオアシス下関」が全国100箇所目のみなとオアシスとして登録されました。

●みなとオアシス下関について

「みなとオアシス下関」は歴史とロマンの息づく海峡の町である下関市のうち、関門海峡に面した、唐戸・東港（あるかぼーと）・巖流島地区に位置しています。

「唐戸・東港（あるかぼーと）地区」には代表施設の「カモンワープ」をはじめ人気のある観光施設があり、市内有数の観光スポットとなっています。

また「巖流島」は正式名称を「船島」といい、1612年に宮本武蔵と佐々木小次郎が決闘を行ったことで有名です。「巖流島」の名称は、決闘に敗れた佐々木小次郎を偲んだ地元の人々が、小次郎の流派である「巖流」をとって巖流島と呼ぶようになったことに由来すると言われています。

巖流島へは唐戸栈橋から連絡船がでており、片道約10分で渡ることができます。

このたびの「みなとオアシス」への登録を契機として、市民や観光で訪れた方、クルーズ客の皆様に対し、より一層の賑わいを創出し、ご満足いただけるように努めてまいりますので、是非一度下関へお越しください。



関門海峡に位置する巖流島



唐戸・東港(あるかぼーと)地区



「みなとオアシス下関」登録証交付式

沖縄

「まるごと沖縄クリーンビーチ2017 オープニングセレモニー」開催

第十一管区海上保安本部環境防災課
中村 潔

沖縄クリーンコーストネットワーク(OCCN)は、毎年恒例の「まるごと沖縄クリーンビーチオープニングセレモニー」を、6月3日(土)沖縄県豊見城市「豊崎美らSUNビーチ」において開催しました。

OCCNとは、青い海、白い砂浜など沖縄の豊かな自然を守っていききたいと願い、平成14年に第十一管区海上保安本部(事務局)、内閣府沖縄総合事務局、環境省、沖縄県をコアメンバーとし、県内のボランティア団体、企業、個人が集まって結成されたネットワークであり、「まるごと沖縄クリーンビーチ」は年1回(キャンペーン期間は6月1日～7月31日)OCCN加入のボランティア団体等により県下一斉の海岸清掃活動を実施しているものです。

平成21年以降、テレビコマーシャル、ラジオ出演、ポスター掲示等も功を奏し、キャンペーン期間中の2ヶ月間で毎年1万人を超えるボランティアが参加しています。

この時期、沖縄は梅雨入りしており、オープニングセレモニー前日までは一日中雨が降り続き開催が危ぶまれましたが、当日は、天気に恵まれ、絶好のクリーンビーチ日和となりました。

参加者は531名を記録し、当地豊見城産マンゴーイメージキャラクター「あごまごちゃん」海上保安庁「うーみん」の登場、地元女性タレント、ハンドボールチーム、プロレスラー等による応援メッセージもあり「まるごと沖縄クリーンビーチ2017」の盛大な幕開けとなりました。



子供たちに大人気の
当地豊見城産マンゴーイメージキャラクター「あごまごちゃん」、
海上保安庁イメージキャラクター「うーみん」



海浜清掃の様子



ゲストのハンドボールチーム、
地元女性タレント、あごまごちゃん・うーみん



「まるごと沖縄クリーンビーチ2017」オープニングセレモニー集合記念撮影！
庄巻531名のボランティア集結！

データで見る海岸・防災

①東日本大震災で被災した港湾・海岸の復旧状況

○東日本大震災では八戸港から鹿島港など26港^{※1}が被災しました。その被災報告額は約4,138億円に及んでいます。

○各港に設置された協議会において策定された「産業・物流復興プラン」に基づき、復旧工程計画に定められた(復旧に期間を要する防波堤等を除く)全ての港湾施設について本格復旧を目指します。また、復旧に期間を要する港湾防波堤、海岸保全施設については、工程管理等適切に実施し早期の完了を目指します。

1 (a)港湾の復旧状況(暫定利用可能岸壁数)(平成29年6月末現在)

八戸港以南の水深4.5m以深の公共岸壁(公社含む)が対象。

港名		港格	①震災前 バース数	②暫定利用 可能バース数 ※2	(②/①)	③本復旧済み バース数 ※3	(③/①)	④本復旧工事 着手済みバース数 ※4	(④/①)
1	八戸港	重要	44	44	100%	44	100%	44	100%
2	久慈港	重要	24	24	100%	24	100%	24	100%
3	宮古港	重要	26	26	100%	26	100%	26	100%
4	釜石港	重要	7	7	100%	7	100%	7	100%
5	大船渡港	重要	10	10	100%	10	100%	10	100%
6	仙台塩釜港 (石巻港区)	国際拠点	31	31	100%	27	87%	27	87%
	仙台塩釜港 (塩釜港区)	国際拠点	20	20	100%	18	90%	18	90%
	仙台塩釜港 (仙台港区)	国際拠点	22	22	100%	22	100%	22	100%
7	相馬港	重要	13	13	100%	13	100%	13	100%
8	小名浜港	重要	72	72	100%	72	100%	72	100%
9	茨城港 (日立港区)	重要	18	18	100%	18	100%	18	100%
	茨城港 (常陸那珂港区)	重要	25	25	100%	25	100%	25	100%
	茨城港 (大洗港区)	重要	13	13	100%	13	100%	13	100%
10	鹿島港	重要	18	18	100%	18	100%	18	100%
小計(国際拠点港湾・重要港湾)			343	343	100%	337	98%	337	98%
1	八木港	地方	4	4	100%	4	100%	4	100%
2	小本港	地方	1	1	100%	1	100%	1	100%
3	気仙沼港	地方	6	6	100%	5	83%	6	100%
4	女川港	地方	4	4	100%	4	100%	4	100%
5	久之浜港	地方	1	1	100%	1	100%	1	100%
6	江名港	地方	7	7	100%	7	100%	7	100%
7	中之作港	地方	7	7	100%	7	100%	7	100%
小計(地方港湾)			30	30	100%	29	97%	30	100%
合計			373	373	100%	366	98%	367	98%

※1 上記17港の他、御崎港、雄勝港、金華山港、表浜港、荻浜港、翁島港、川尻港、河原子港、土浦港にて被災し、計26港が被災。

※2 港長(海上保安部)、港湾管理者、地方整備局(東北、関東)の確認により暫定利用が可能と判断された施設。
施設の大部分で復旧工事が必要であり、利用にあたっては、吃水制限や上載荷重制限がかかっている施設もある。

②暫定利用可能バース数には、③本復旧済みバース数も含む。

※3 査定を受けて採択された災害復旧事業が完了したバース数(被害のない施設も含む)。

※4 着手済みは工事契約済みの施設。

(b) 港湾海岸の復旧状況(平成29年6月末現在)

港湾海岸の復旧状況

	地区海岸数	被災地区海岸数(注)				
		うち本復旧 工事着工済	(着工率)	うち本復旧 工事完了	(完了率)	
被災6県計	113	59	55	(93%)	22	(37%)
青森県	34	1	1	(100%)	1	(100%)
岩手県	14	13	12	(92%)	5	(38%)
宮城県	35	32	29	(91%)	4	(13%)
福島県	11	8	8	(100%)	7	(88%)
茨城県	7	3	3	(100%)	3	(100%)
千葉県	12	2	2	(100%)	2	(100%)

(参考1) 海岸全体の復旧状況(農林水産省及び水産庁所管海岸を含む)

	地区海岸数	被災地区海岸数(注)				
		うち本復旧 工事着工済	(着工率)	うち本復旧 工事完了	(完了率)	
被災6県計	983	500	462	(92%)	218	(44%)
青森県	275	7	7	(100%)	7	(100%)
岩手県	120	108	107	(99%)	43	(40%)
宮城県	286	264	227	(86%)	88	(33%)
福島県	109	85	85	(100%)	44	(52%)
茨城県	82	26	26	(100%)	26	(100%)
千葉県	111	10	10	(100%)	10	(100%)

(参考2) 海岸の復旧状況の推移(被災6県計)

	地区海岸数	被災地区海岸数(注)				
		うち本復旧 工事着工済	(着工率)	うち本復旧 工事完了	(完了率)	
平成27.3末時点	983	501	397	(79%)	105	(21%)
平成28.3末時点	983	501	440	(88%)	148	(30%)
平成29.3末時点	983	500	460	(92%)	211	(42%)
平成29.6末時点	983	500	462	(92%)	218	(44%)

(注) 福島県の帰還困難区域は含まれていない

平成26年9月末より、復旧を行わないとした3地区海岸を除外

参考1及び2について、平成29年3月末より、復旧を行わないとした1地区海岸を除外

データで見る海岸・防災

②各地域における東日本大震災以降の想定津波の検討状況（平成29年3月末現在）

【凡例】 ◎：検討結果公表済、○：検討中、（ ）内は公表日または検討開始日、☆：津波防災地域づくり法に基づき設定

地方	地域		L1 津波の検討状況		L2 津波の検討状況	
				想定津波高 (T.P.)		想定津波高 (T.P.)
北海道	北海道	太平洋側	◎ (H25.2)	1.3 ~ 12.8 m ※津波のせり上がり高	◎ (H24.6)	1.1 ~ 34.6 m
		日本海側	○ (H27年度～)		○ (H24年度～) ☆	
		オホーツク海側	—		—	
東北	青森県	太平洋側	◎ (H25.1 検討済) (八戸港公表 H25.3)	2.1 ~ 7.0 m 八戸港内のみ公表	◎ (H27.3) ☆	1.5 ~ 23.5 m
		陸奥湾		非公表	◎ (H27.3) ☆	1.1 ~ 3.7 m
		日本海側		非公表	◎ (H27.3) ☆	1.6 ~ 22.6 m
		秋田県	◎ (H25.9)	3.0 ~ 6.0 m	◎ (H28.3) ☆	9.8 ~ 14.1 m
		山形県	◎ (H27.3)	3.6 ~ 4.5 m	◎ (H28.3)	8.8 ~ 13.3 m
		岩手県	◎ (H23.10)	4.8 ~ 13.7 m	◎ (H23.10)	非公表
		福島県	◎ (H23.10)	2.4 ~ 8.7 m	○ (H23.7～) ☆	未公表
		宮城県	◎ (H23.9)	1.5 ~ 13.7 m	◎ (H23.9)	2.4 ~ 24.0 m
関東		茨城県	◎ (H24.8)	3.1 ~ 4.2 m ※各地域海岸の最大水位	◎ (H24.8) ☆	4.1 ~ 14.8 m
	千葉県	東京湾沿岸 千葉東沿岸	◎ (東京湾 H25.3) (千葉東 H25.5)	2.6 ~ 4.9 (東京湾) 1.2 ~ 7.8 (千葉東)	○	
	東京都	東京湾内	—		◎ (H24.4 元禄型関東地震、 東京湾北部地震)	2.6 m
		伊豆 小笠原諸島	◎ (H26.1)	2.5 ~ 6.8 m	◎ (H24.4：元禄型関東地震) (H25.5：南海トラフ巨大地震・ 元禄型関東地震)	7.3 ~ 24.5 m
		神奈川県	◎ (H27.1)	1.8 ~ 7.1 m	◎ (H27.3) ☆	3.5 ~ 24.9 m
北陸		新潟県	○ (H25.10～)		◎ (H25.12) ※修正版	0.7 ~ 7.3 m
		富山県	○ (H29.3)	未公表	◎ (H29.2) ☆	2.4 ~ 10.2 m
		石川県	○ (H28.8～)		◎ (H29.5) ☆	1.0 ~ 20.0 m
		福井県	—		◎ (H24.9)	0.8 ~ 8.7 m
中部		静岡県	◎ (H27.6.18)	1.0 ~ 15.0 m	◎ (H27.1.30) ☆	1.0 ~ 33.0 m
		愛知県	◎ (H26.11～)	2.6 ~ 10.2 m	◎ (H26.11～) ☆	2.2 ~ 20.6 m
		三重県	◎ (H26.3～)	2.3 ~ 11.7 m	◎ (H27.3) ☆	4.0 ~ 27.0 m

【凡例】 ◎:検討結果公表済、○:検討中、()内は公表日または検討開始日、☆:津波防災地域づくり法に基づき設定

地方	地域	L1 津波の検討状況		L2 津波の検討状況		
			想定津波高 (T.P.)		想定津波高 (T.P.)	
近畿	大阪府	◎ (H28.4)	1.6 ~ 4.2 m	◎ ☆ (H25.8)	3.2 ~ 4.9 m	
	兵庫県	◎ (H28.4:大阪湾・播磨) (H28.3:淡路) ○ (H29.4~:但馬)	1.1 ~ 5.8 m	◎ (H25.12:大阪湾・淡路) (H26.2:播磨) ○ (H27.4~:但馬)	2.0 ~ 8.1 m	
	和歌山県	◎ (H26.10:東海・東南海・ 南海3運動地震)	~ 9.9 m	◎ ☆ (H25.3)	~ 18.3 m	
	京都府	○ (H28.3)		◎ ☆ (H28.3)	0.6 ~ 10.9 m	
中国	岡山県	◎ (H26.4.15)	1.9 ~ 3.0 m	◎ ☆ (H25.3 及び H25.7) ※1	2.3 ~ 3.3 m	
	広島県	◎ (H26.9)	2.1 ~ 3.1 m	◎ ☆ (H25.3)	3.1 ~ 4.0 m	
	山口県	瀬戸内海側	◎ (H27.11)	1.6 ~ 2.8 m	◎ ☆ (H25.12)	2.4 ~ 3.8 m
		日本海側	◎ (H27.11)	1.4 ~ 2.5 m	◎ ☆ (H27.3)	2.0 ~ 6.0 m
	鳥取県	○ (H23.7 ~)		○ (H23.7 ~)	3.2 ~ 7.6 m	
	島根県	◎ (H29.3.24)	0.9 ~ 5.9 m	○ (H29.3.24)	4.2 ~ 7.9 m	
四国	高知県	◎ (H25.11)	2.7 ~ 19.3 m	◎ ☆ (H24.12)	13.0 ~ 34.0 m	
	徳島県	◎ (H25.3)	2.0 ~ 13.1 m	◎ ☆ (H24.10)	2.1 ~ 20.9 m	
	香川県	◎ (H26.3)	2.3 ~ 3.2 m	◎ ☆ (H25.3)	2.8 ~ 3.8 m	
	愛媛県	◎ (H26.6)	2.4 ~ 5.4 m	◎ ☆ (H25.6)	3.1 ~ 21.3 m	
九州	福岡県	検討済 (H29.3)	未公表	◎ ☆ (H28.2)	1.8 ~ 4.6 m	
	佐賀県	—		◎ ☆ (H27.7)	2.2 ~ 3.5 m	
	長崎県	○ (H24.4 ~)		◎ ☆ (H26.3)	2.0 ~ 7.0 m	
	熊本県	—		◎ ☆ (H25.3)	2.0 ~ 3.8 m	
	大分県	検討済 (H27.9)	未公表	◎ ☆ (H25.2)	2.7 ~ 13.5 m	
	宮崎県	◎ (H25.12)	2.4 ~ 7.8 m	◎ ☆ (H25.2)	8.8 ~ 16.0 m	
	鹿児島県	検討済 (H27.3)	未公表	◎ ☆ (H26.9)	2.2 ~ 12.8 m	
沖縄	◎ (H28.3)	1.0 ~ 2.6 m	◎ ☆ (H27.3)	2.8 ~ 34.3 m		

※1:岡山県においては、津波防災地域づくり法に基づいた津波浸水想定を行い、浸水想定図等をH25.3に公表していたが、地域防災計画の見直しを進めるに当たり、新たに国の被害想定に準じて「津波の越流後に堤防等が破壊される」条件での津波浸水想定を行い、地震・津波被害想定をH25.7に公表している。

データで見る海岸・防災

③「港湾の事業継続計画」における全国の検討状況一覧（平成29年6月末現在）

【地域の「港湾の事業継続計画」等】

地域名	協議会等	設立時期	検討状況	策定時期
北海道	道央圏港湾連携による防災機能強化方策検討会	H23.9.7	◎	H24.4
北海道	北海道太平洋側港湾BCP策定検討会	H27.2.16	◎	H28.4
東北	東北広域港湾防災対策協議会	H25.3.5	◎	H27.2
東京湾	港湾BCPによる協働体制構築に関する東京湾航行支援協議会	H21.9.8	◎	H27.3
関東	関東港湾広域防災協議会	H26.3.27	○	H29.9(予定)
北陸	北陸地域における港湾の地震・津波対策協議会	H25.3.8	◎	H29.3
伊勢湾	伊勢湾港湾機能継続計画検討会議	H25.11.27	◎	H28.2
大阪湾	大阪湾港湾機能継続計画推進協議会	H23.9.16	◎	H26.3
広島湾	広島湾連携BCP関係者会議	H22.10.4	◎	H24.2
四国	四国の港湾における地震・津波対策検討会議	H23d	◎	H26.3
九州東岸地域	九州東岸地域の港湾における地震・津波対策検討会議	H23d	◎	H24.7

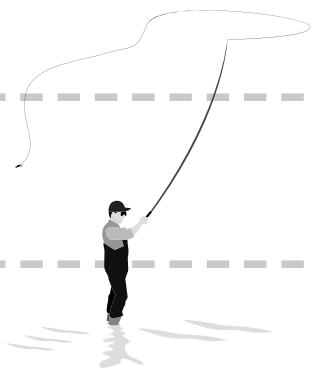
◎ 策定済み	10件
○ 策定中	1件
— 準備中	0件
合計	11件

【各港別「港湾の事業継続計画」】

港名	協議会等	設立時期	検討状況	策定時期
室蘭港	室蘭港湾BCP協議会	H27.11.25	◎	H28.3.31
苫小牧港	苫小牧港湾BCP協議会	H26.7.1	◎	H27.3
石狩湾新港	石狩湾新港湾BCP協議会	H28.10.4	◎	H29.3.7
稚内港	稚内港湾BCP協議会	H28.6.27	◎	H29.3.3
函館港	函館港湾事業継続連絡協議会	H28.7.1	◎	H29.2.8
小樽港	小樽港湾BCP協議会	H28.11.4	◎	H29.3.30
釧路港	釧路港湾BCP協議会	H24.11.28	◎	H26.3.31
留萌港	留萌港湾BCP協議会	H27.8.25	◎	H28.12.27
十勝港	十勝港湾BCP策定協議会	H28.6.30	◎	H28.9.20
紋別港	紋別港湾BCP協議会	H28.5.27	◎	H29.3.28
網走港	網走港湾BCP協議会	H28.12.16	◎	H29.3.24
根室港	根室港湾BCP協議会	H29.3.23	◎	H29.3.29
八戸港	八戸港湾機能継続協議会	H25.6.14	◎	H25.3
青森港	青森港湾機能継続協議会	H25.7.29	◎	H26.3
むつ小川原港	むつ小川原港湾機能継続協議会	H27.9.4	◎	H28.3.2
宮古港	宮古港湾機能継続協議会	H27.2.24	◎	H27.6.30
大船渡港	大船渡港湾機能継続協議会	H27.2.26	◎	H27.6.30
久慈港	久慈港湾機能継続協議会	H27.2.23	◎	H27.6.30
釜石港	釜石港湾機能継続協議会	H25.8.2	◎	H27.6.30
仙台塩釜港	仙台塩釜港湾機能継続協議会	H25.7.23	◎	H27.3
秋田港	秋田港湾機能継続協議会	H25.5.29	◎	H26.10
船川港	船川港湾機能継続協議会	H25.5.29	◎	H26.10
能代港	能代港湾機能継続協議会	H25.5.29	◎	H26.10
酒田港	酒田港湾機能継続協議会	H25.5.28	◎	H27.3
小名浜港	小名浜港の港湾機能継続協議会	H25.7.24	◎	H26.11
相馬港	相馬港の港湾機能継続協議会	H27.3.3	◎	H28.3.2
茨城港	港湾BCPによる協働体制構築に関する茨城港連絡協議会	H24.7.26	◎	H29.3.31
鹿島港	港湾BCPによる協働体制構築に関する鹿島港連絡協議会	H24.7.27	◎	H29.3.31
千葉港	千葉港BCP連絡協議会	H24.10.10	◎	H26.6.9
木更津港	木更津港BCP連絡協議会	H25.2.27	◎	H26.6.9
東京港	港湾BCPによる協働体制構築に関する東京港連絡協議会	H24.5.18	◎	H25.3.4
横浜港	港湾BCPによる協働体制構築に関する横浜港連絡協議会	H21.9.8	◎	H27.3.23
川崎港	港湾BCPによる協働体制構築に関する川崎港連絡協議会	H23.2.21	◎	H27.3.24
横須賀港	港湾BCPによる協働体制構築に関する横須賀港連絡協議会	H24.3.30	◎	H27.3.19
新潟港	新潟港湾BCP協議会	H25.3.15	◎	H26.3.25
両津港	佐渡地域港湾BCP協議会	H25.10.25	◎	H26.3.20
小木港	佐渡地域港湾BCP協議会	H25.10.25	◎	H26.3.20
直江津港	直江津港湾BCP協議会	H25.11.29	◎	H27.2.27
伏木富山港	伏木富山港災害時における官民連携協議会	H25.2.25	◎	H26.12.19
七尾港	七尾港災害時連携協議会	H25.3.27	◎	H27.3.31
金沢港	金沢港災害時連携協議会	H24.7.2	◎	H26.3.31
敦賀港	事業継続検討会	H25.3.19	◎	H28.1.18
清水港	清水港防災対策連絡協議会	H25.7.8	◎	H27.2
田子の浦港	田子の浦港防災対策連絡協議会	H25.9.24	◎	H26.3
御前崎港	御前崎港みなと機能継続計画策定協議会	H26.1.23	◎	H26.7
名古屋港	名古屋港BCP協議会	H27.3.25	◎	H27.6.1
衣浦港	衣浦港BCP協議会	H27.3.20	◎	H27.3.20
三河港	三河港BCP協議会	H27.3.20	◎	H27.3.20
四日市港	四日市港湾機能継続計画協議会	H27.10.8	◎	H27.10.8
津松阪港	津松阪港湾機能継続計画協議会	H27.10.8	◎	H27.10.8
尾鷲港	尾鷲港湾機能継続計画作業部会	H28.11.17	◎	H29.3.10
舞鶴港	京都舞鶴港湾BCP協議会	H27.7.9	◎	H29.3.2
大阪港	大阪港BCP協議会	H27.3.25	◎	H28.3.18

堺 泉 北 港	堺泉北港湾事業継続計画協議会	H27.9.28	◎	H28.3.24
阪 南 港	阪南港湾事業継続計画協議会	H27.9.28	◎	H28.3.24
神 戸 港	神戸港湾 BCP 協議会	H27.11.5	◎	H28.3.17
姫 路 港	姫路港湾 BCP 協議会	H29.2.10	◎	H29.3.23
尼崎西宮芦屋港	尼崎西宮芦屋港湾 BCP 協議会	H27.12.11	◎	H28.2.18
東 播 磨 港	東播磨港湾 BCP 協議会	H28.11.30	◎	H29.3.28
和歌山下津港	和歌山下津港湾機能継続協議会	H27.8.5	◎	H28.3.30
日 高 港	日高港湾機能継続協議会	H28.12.1	◎	H29.3.1
鳥 取 港	鳥取港 BCP 連絡協議会	H27.5.15	◎	H28.3.15
境 港	境港 BCP (事業継続計画) 連絡協議会	H27.12.7	◎	H28.3.25
浜 田 港	浜田港・三隅港 BCP 連絡協議会	H28.2.12	◎	H28.7.25
三 隅 港	浜田港・三隅港 BCP 連絡協議会	H28.2.12	◎	H28.7.25
西 郷 港	西郷港 BCP 連絡協議会	H28.2.9	◎	H29.3.3
岡 山 港	岡山港 BCP 協議会	H27.12.24	◎	H29.3.15
宇 野 港	宇野港 BCP 協議会	H27.11.19	◎	H29.3.15
水 島 港	水島港 BCP 協議会	H27.12.22	◎	H29.3.15
福 山 港	福山港 BCP 連絡協議会	H28.7.19	◎	H29.3.30
尾道糸崎港	尾道糸崎港 BCP 連絡協議会	H28.7.28	◎	H29.3.30
広 島 港	広島港 BCP 連絡協議会	H28.4.25	◎	H29.3.30
呉 港	呉港 BCP 連絡協議会	H28.3.25	◎	H29.3.31
岩 国 港	岩国港事業継続計画協議会	H27.11.11	◎	H29.2.28
徳山下松港	徳山下松港事業継続計画協議会	H27.12.21	◎	H29.2.21
三田尻中関港	三田尻中関港事業継続計画協議会	H27.11.26	◎	H29.2.15
宇 部 港	宇部港・小野田港 BCP 協議会	H27.12.17	◎	H29.2.20
小 野 田 港	宇部港・小野田港 BCP 協議会	H27.12.17	◎	H29.2.20
徳島小松島港	大規模災害時における徳島小松島港の機能継続協議会	H27.1.23	◎	H26.3
橘 港	大規模災害時における橘港の機能継続協議会	H28.3.29	◎	H28.2.19
坂 出 港	坂出港機能継続連絡協議会	H28.3.22	◎	H29.2
高 松 港	高松港連絡協議会	H23.9.14	◎	H23.9
宇 和 島 港	宇和島港機能継続連絡協議会	H28.9.9	◎	H29.1
松 山 港	災害時松山港活用方策検討関係者会議	H26.1.17	◎	H27.3
東 予 港	東予港湾 BCP 協議会	H28.11.11	◎	H29.2
三島川之江港	三島川之江港湾 BCP 協議会	H28.11.11	◎	H29.2
今 治 港	今治港連絡協議会	H28.6.29	◎	H28.9
新 居 浜 港	新居浜港湾 BCP 協議会	H28.8.5	◎	H29.3
高 知 港	高知港機能継続連絡協議会	H25.10.23	◎	H25.2
須 崎 港	須崎港機能継続連絡協議会	H26.12.24	◎	H26.3
宿 毛 湾 港	宿毛湾港機能継続連絡協議会	H27.1.9	◎	H27.3
下 関 港	下関港事業継続推進協議会	H27.12.2	◎	H28.3.10
北 九 州 港	北九州港事業継続推進連絡会	H27.3.27	◎	H27.3
博 多 港	博多港事業継続推進連絡会	H29.2.16	◎	H29.3.27
苅 田 港	苅田港湾 BCP 策定協議会	H28.8.9	◎	H29.3.16
三 池 港	三池港湾 BCP 策定協議会	H28.8.1	◎	H29.3.15
唐 津 港	唐津港湾 BCP 協議会	H28.12.1	◎	H29.3.16
伊 万 里 港	伊万里港湾 BCP 協議会	H28.12.1	◎	H29.3.17
佐 世 保 港	佐世保港事業継続推進協議会	H28.12.26	◎	H29.3.28
長 崎 港	長崎港湾 BCP 協議会	H28.1.29	◎	H29.2.21
福 江 港	福江港湾 BCP 協議会	H28.3.18	◎	H29.3.14
郷ノ浦港	郷ノ浦港湾 BCP 協議会	H28.7.21	◎	H29.2.1
厳 原 港	厳原港湾 BCP 協議会	H28.3.14	◎	H28.11.29
熊 本 港	熊本港湾事業継続推進協議会	H29.2.20	◎	H29.3.24
三 角 港	三角港湾事業継続推進協議会	H29.2.27	◎	H29.3.24
八 代 港	八代港湾事業継続推進協議会	H29.2.21	◎	H29.3.24
中 津 港	中津港湾 BCP 連絡協議会	H27.3.11	◎	H27.3
別 府 港	別府港湾 BCP 連絡協議会	H27.8.18	◎	H27.8.18
大 分 港	大分港湾 BCP 連絡協議会	H26.5.22	◎	H26.10
津 久 見 港	津久見港湾 BCP 連絡協議会	H27.2.10	◎	H27.2
佐 伯 港	佐伯港湾 BCP 連絡協議会	H27.1.27	◎	H27.1
細 島 港	細島港湾事業継続推進協議会	H25.1.25	◎	H25.3.26
宮 崎 港	宮崎港湾事業継続推進協議会	H25.8.30	◎	H25.11.26
油 津 港	油津港湾事業継続推進協議会	H25.11.18	◎	H26.2.14
鹿 児 島 港	鹿児島港湾事業継続推進協議会	H28.11.22	◎	H29.2.10
志 布 志 港	志布志港湾事業継続推進協議会	H27.3.11	◎	H27.6.15
川 内 港	川内港湾事業継続推進協議会	H28.2.9	◎	H28.3.11
名 瀬 港	名瀬港湾事業継続推進協議会	H28.2.4	◎	H28.3.7
西 之 表 港	西之表港湾事業継続推進協議会	H28.3.3	◎	H28.3.3
那 覇 港	那覇港湾 BCP 協議会	H28.10.28	◎	H28.12.13
平 良 港	平良港湾 BCP 協議会	H28.1.29	◎	H28.3.25
石 垣 港	石垣港湾 BCP 協議会	H28.10.26	◎	H29.1.31
運 天 港	運天港湾 BCP 連絡協議会	H28.12.27	◎	H29.1.31
金 武 湾 港	金武湾港湾 BCP 連絡協議会	H28.12.27	◎	H29.1.31
中 城 湾 港	中城湾港湾 BCP 連絡協議会	H28.12.27	◎	H29.1.31

◎ 策定済み	125 港
○ 策定中	0 港
一 準備中	0 港
合 計	125 港



親子投げ釣り教室

愛知県釣りインストラクター連絡機構

顧問 大田 豊明



♪緑の丘の赤い屋根
とんがり帽子の時計台
鐘が鳴りますキンコンカン
メエメエ子羊も啼いてます
風がそよそよ丘の家
黄色いお窓は俺らの家よ♪

(NHKラジオドラマ「鐘の鳴る丘」主題歌。作詞:菊田一夫。作曲:古関裕而。戦後生まれの童謡唱歌)

私の釣りスタイルの中で、特にキスの引き釣りの場合、童謡や演歌を口ずさむことがある。投げ入れた仕掛けを手前に引きずり、魚を誘うとき、単調に引くより歌によってリズムと安定性が生まれ、より誘いが華やかになる。

ロックや8ビートでは早すぎる。中でも「われは海の子」や「函館の女」などはノリと早さがピッタリくる。

投げ釣りを始めたのは1976(昭和51)年。師の故小西和人に憧れ、以来すっかりこの釣法にはまり41年になる。1995(平成7)年ころから釣りを通じて社会に何らかの貢献をと考え、子どもたちに釣りを教え始めた。それが今回の舞台、愛知県美浜少年自然の家「親子投げ釣り教室」へとつながっていく。



安全講習



イトの結び方



グラウンドで投げ方練習



浜辺での指導風景



集合写真



浜辺での投げ方実習

早いもので、この教室に参画して今年で20年目を迎えた。毎年100人を超す親子連れで賑わい、巣立った方は2千人をはるかに越えた。当時の少年も今や30代になっている。そろそろ可愛い我が子に釣りやアウトドアを教える年代だろう。

釣り教室の運営には各種の教材や仕掛けなどのグッズが必要になる。未

来の釣り人を育てるとい趣旨から、釣り具メーカーのがまかつ、グローブライド、マルキュー各社様の協賛と支援を頂戴している。

当教室は毎年9月、一泊二日の日程で投げ釣りを通じて釣りの基本と自然、安全、マナーなどを学び、同時に親子のふれあいとくずなを深める役割を果たしている。



キスが釣れました



良型のキス

運営：NPO愛知ネット、後援：愛知県教育委員会、講師：愛知県釣りインストラクター連絡機構と投げ釣り団体・全日本サーフキャスティング連盟の定められた教育訓練を受けたベテランたちが指導にあたる。

今年は9月9日(土)～10日(日)に開催した。20年という長い間、続けてこられたのはひとえに子どもたちの純心さと熱心さゆえだろう。その笑顔やしぐさは純粋で惹き込まれるほどの魅力に溢れている。

カリキュラムは午後から講堂で投げ釣りの基本や糸の結び方、安全などを学ぶ。その後グラウンドでゴムボールを付けて正確に真っ直ぐ投げる練習を積む。合格した参加者から海浜に出て実釣に挑む。フィールドは伊勢湾に面した砂浜。生徒も講師も全員が救命胴衣を着用し、海岸本部にAEDも備えている。



キスの釣果



キスが釣れたよ



キスが釣れた



海岸のゴミを拾って



キス釣り、講師の模範演技



講師模範演技での釣果

なにごと最初はうまくいかない。まして幼子である。しかし子どもたちの心身は柔軟で教わったことをたちまちのうちに吸収する。17時に釣りを終え施設に戻り夕食。その後反省点をアドバイスして初日を終える。2日目になれば子どもたちの行動がまるで違う。一夜の眠りがぐんと成長を促すようだ。この進歩の速さは大人では真似

できず、いつもびっくりさせられる。

参加者の中には県外の浜松市や遠く千葉県からの家族もいて、この教室の吸引力に改めて驚かされた。終了後のアンケートには釣りへの感動と2日間の感謝の言葉が綴られている。これら感動の源はきれいな「なぎさと自然」がベースになる。遠浅の浜や干潟

を残し、未来へつむいでいくのはわれわれ大人の責務にほかならない。

愛知県のこの釣りと自然教室の刷新を図り、30年に向かって新たな一歩を踏みだしたいと想う。

釣りの子の浜ふり返る秋落暉
豊明

｜ 編 ｜ 集 ｜ 後 ｜ 記 ｜

今月号では、常日頃から、海をきれいにするため様々な活動をしている方々を紹介させていただきました。その活動は多くの市民、企業、団体などのボランティア活動によって支えられております。本誌で紹介できたのはほんの一部ですが、全国にこうした清掃活動などに取り組む方々が多くいらっしゃることはとても素晴らしいことだと思いますし、私も自分にできることから行動していきたいと思います。これからも、世界に誇れる美しい日本の海岸をみんなの心遣いで守り、次の世代に引き継いでいければと思います。



原稿募集のお知らせ

本誌では、読者相互の交流・情報交換を図るため、読者の皆様からの投稿コーナーを設けています。採用させていただいた方には薄謝、掲載誌を差し上げます(応募者多数の場合は、すべて掲載できないこともあります)。皆様のご応募、お待ちしております。

■コラム「私と海岸」(毎号2名程度掲載予定)

ビーチ・海岸に関わる趣味の話、体験談、失敗談、おもしろ話、身近なこと、旅行話等、なんでも結構ですので、気軽にご投稿ください。

- ①文字数:1,000~1,500字程度(本誌1ページ分) ②テーマに沿ったお写真2~3枚程度

■「TOPICS」

「『波となぎさ』に掲載された活動の“その後”をお知らせしたい」、「今、こんな取り組みをしています」——そうした情報の原稿をお待ちしています。

- ①文字数:1,500字程度(本誌1ページ分) ②テーマに沿ったお写真、図表2~4枚程度

■「ビーチライフ」

皆様の「ビーチライフ」に関するさまざまな活動や体験についての原稿を募集します。

- ①文字数:4,000~6,000字程度(本誌2ページ分) ②テーマに沿ったお写真、図表3~7枚程度

■原稿送付先：郵送、FAX、メールにて承ります。

原稿形式は、データ、原稿用紙いずれも承ります。原稿送付の際には後日編集部からご連絡させていただきますので、ご連絡先等を必ず明記してください。

- ①郵送先:〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル8階 日本港湾協会内 港湾海岸防災協議会
「波となぎさ」編集担当宛
②FAX:03-3505-5400
③e-mail:naminagi@tbss.co.jp

※原稿に関するお問い合わせは上記連絡先③へメールにてお問い合わせください。



発行 平成29年10月31日
発行所 港湾海岸防災協議会
〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル8階
TEL. 03-5549-9575 (代表)
発行兼編集者 佐々木 利広
印刷所 株式会社 TBS サービス
〒107-8482 東京都港区赤坂5-3-6
TEL. 03-3505-7148

本誌の購読については、上記発行所にお問い合わせください。

その先の向こうへ

GOING FURTHER

1896年、広島県呉市にて創業した当社は、
進取気鋭の精神と先端の建設技術をもって社会に貢献し、
社会とともに成長してきました。
新たなフィールドへ常に挑戦し続ける心は、
いまでも当社のDNAに引き継がれています。
時代が変わっても変わらないチャレンジスピリットと、
時代の変化に応じた柔軟な自己革新力。
現状に甘んじることなく、一步一步着実に前に進む。
その先の向こうへ…五洋建設

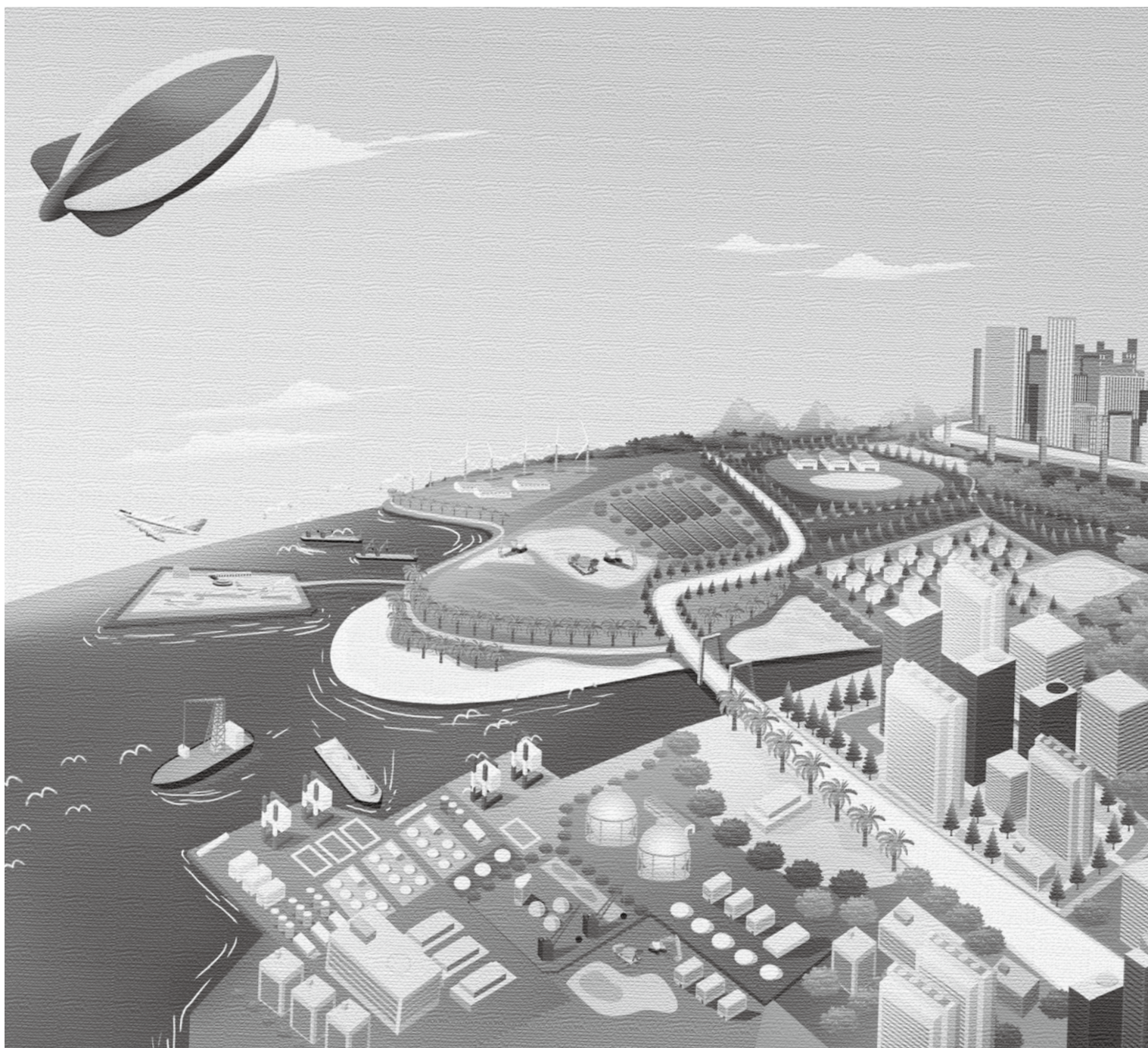
人と地球にあたたかな技術、 ハートテクノロジー。

海の息吹、大地の鼓動、そして都市の活気。

地球の自然と快適な生活の調和こそ、私たちの願いです。

人にあたたかな技術を追求し、夢を確かなカタチに育て、

感動の明日を築いていきます。



こころを刻む。



私たちの暮らしている社会は
少しずつ変化し、成長しています。
若築建設は、しっかりと今を見つめながら、
人のこころを刻む企業として、
一步一步着実に歩み続けます。



豊かな未来へ 技術のメッセージ

若築建設

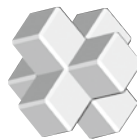
〒153-0064 東京都目黒区下目黒 2-23-18
TEL. 03-3492-0271
FAX. 03-3490-1019

技術と信頼で未来を創る

技研興業は長年にわたって培ってきた技術と信頼とによって
災害から国土を、そして人々の生活を護り
安全で住みやすい未来を創ります



ロウタスユニ

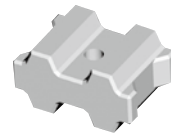


六脚ブロック



ツイスタ

国土保全
環境創造



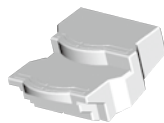
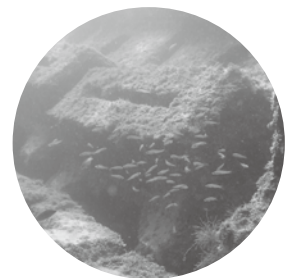
ビーハイブ



パラクロス



トリアン



アゴスW



技研興業株式会社
<http://www.gikenko.co.jp/>

本 社

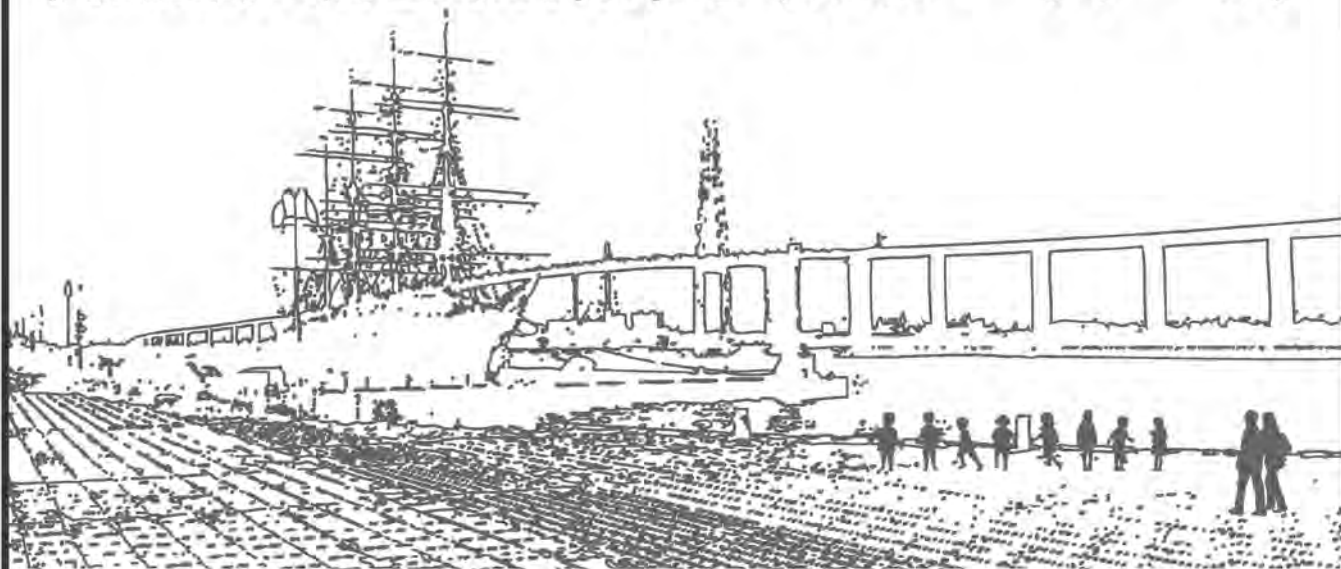
東京都杉並区阿佐谷南三丁目7番2号
TEL 03-3398-8521 FAX 03-3398-8553

自然と人を技術で結ぶ。

株式会社 **ニュージェック**
<http://www.newjec.co.jp>

○大阪本社
大阪市北区本庄東2-3-20 TEL. 06-6374-4901
○東京本社
東京都江東区亀戸1-5-7 TEL. 03-5628-7201

私達は海と港と人の未来を考えるパートナーです



株式会社 **日本港湾コンサルタント**
Japan Port Consultants, Ltd.

本 社 〒141-0031 東京都品川区西五反田八丁目3番6号
<http://www.jpportc.co.jp>

未来は、つくりが**い**がある。

この街の未来をつくるために、本間組は考**ご**動する。
地域の声に耳を澄まし、いま、できることを全てやる。
未来という形ないものと向き合いながら、
今日も、私たちは走り続けます。



本間組

HONMA

新潟市中央区西湊町通三ノ町3300番地3 TEL025-229-2511(代表)



海洋開発・港湾整備・防災設備・環境保護

様々なニーズに対応できるメーカー



クルーズ船対応の防舷材

■営業品目■ 各種防舷材、ケーソン目地材、透水性土木シート、高潮対策用防水扉等



シバタ工業株式会社

<http://www.sbt.co.jp/>

本社・工場 〒674-0082 兵庫県明石市魚住町中尾1058
東京支社 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-21 (JPRクレスト竹橋ビル8F)
神戸支社 〒650-0023 神戸市中央区栄町通4-1-10 (新和ビル5F)
支店・営業所 / 札幌・仙台・名古屋・福岡・長崎・沖縄

TEL.078-946-1515 FAX.078-946-0528
TEL.03-3292-3861 FAX.03-3292-3869
TEL.078-362-6030 FAX.078-362-6094

